

小金井市自殺対策計画（案）

こころに寄り添い
いのちを支え合うまち 小金井

令和2年3月

はじめに

市長挨拶文を掲載する予定です。

□ ■ 目次 ■ □

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の数値目標	3
第2章 小金井市における自殺の特徴	4
1 小金井市における自殺者の現状	4
2 小金井市における自殺者の特徴	17
3 こころの健康に関するアンケート調査の結果	18
4 既存アンケート調査の結果から見る子どもの現状	21
5 小金井市における自殺対策の課題	25
第3章 これまでの取組	26
1 小金井市における自殺対策に関する取組	26
第4章 いのち支える自殺対策における取組	27
1 自殺対策の基本理念	27
2 自殺対策の基本方針	27
3 施策体系	29
4 本市の取組方針	30
5 施策の展開	32
6 自殺対策の推進体制等	51
資料編	54
1 小金井市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱	54
2 小金井市いのち支える自殺対策計画策定委員会設置要綱	55
3 小金井市いのち支える自殺対策計画策定委員会委員名簿	57
4 策定経過	58
5 各種相談窓口のご案内	59

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は平成 10 年以降、14 年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成 24 年には3万人を下回りました。自殺者数は年々減少傾向にありますが、それでも平成 30 年の自殺者数は年間2万人を超えている状況です。

このように自殺者数が一定数減少している背景として、平成 18 年 10 月に「自殺対策基本法」が制定され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えなおされ、社会全体で自殺対策を推進してきたことが挙げられます。そして、平成 28 年3月には、自殺対策を更に強化するため「自殺対策基本法」が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、全ての都道府県及び市町村において「地域自殺対策計画」を策定することとされました。さらに、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が平成 24 年と平成 29 年の二度にわたって見直しが行われ、平成 29 年の見直しでは、「自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少することを目指し、平成 38 年（令和8年）までに平成 27 年比 30%以上減少させることを目標とする」ことなどが掲げられています。

また、東京都においては、多角的な観点から自殺対策の推進を図るため、平成 19 年7月に医療福祉関係団体や自殺防止活動を行う民間団体、有識者等からなる「自殺総合対策東京会議」を設置したほか、平成 21 年3月には「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」を策定するとともに、平成 25 年 11 月には更に効果的な自殺対策を推進するため、国の自殺総合対策大綱の見直しと都の自殺の現状を踏まえて、取組方針を改正し、平成 30 年6月には総合的・効果的な自殺対策をより一層進めていくことを目的に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」を策定しました。

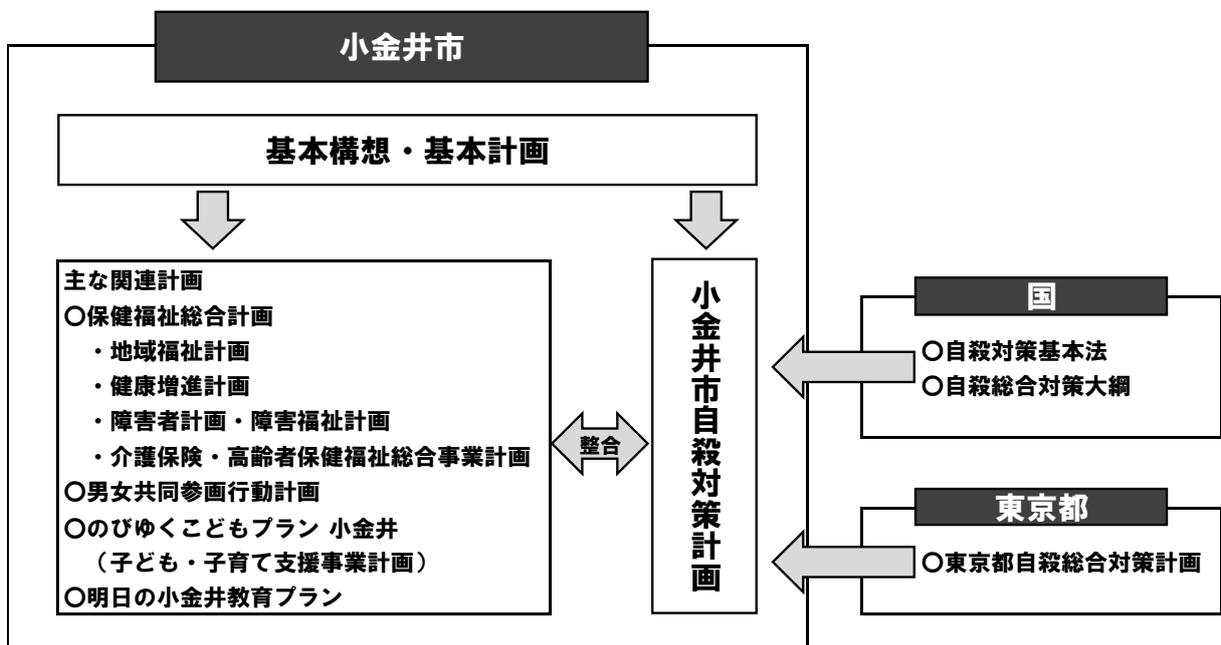
小金井市では、市民が心身の健康を保てるように、休養に関する情報提供の充実やこころの健康についての知識の普及啓発に努めてきたところです。そして、上述した国や東京都の取組も踏まえて、自殺対策を総合的に推進するためにも本計画を策定し、「こころに寄り添いいのちを支え合うまち 小金井」を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定により、本市における地域の実情を勘案して定める自殺対策を推進するための計画であるとともに、国の「自殺総合対策大綱」及び東京都の「東京都自殺総合対策計画」に対応するものです。

また、本市の最上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や関連計画である「小金井市保健福祉総合計画」等との整合性を図るものとします。

図表 計画の位置付け



3 計画の期間

本計画は、本市の保健福祉施策を総合的に推進するための計画である「小金井市保健福祉総合計画」の計画期間との整合を図っていくため、令和2年度を初年度として、令和5年度までの4年間で計画期間とします。また、国・東京都の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画の期間

計画名	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	基本構想・基本計画		※1	※2	
保健福祉総合計画 ・地域福祉計画 ・健康増進計画 ・障害者計画・障害福祉計画 ・介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画		第2期			
自殺対策計画		本計画の期間			

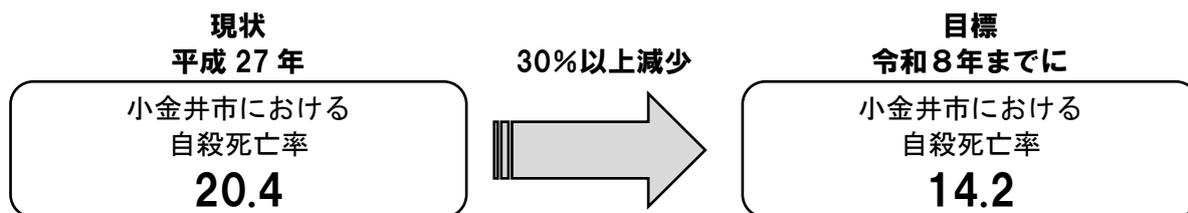
※1 第4次基本構想・後期基本計画

※2 第5次基本構想・前期基本計画

4 計画の数値目標

本計画は、令和2年度から令和5年度までを計画期間とするものですが、「自殺総合対策大綱」において国が掲げる数値目標、「東京都自殺総合対策計画」において東京都が掲げる数値目標と整合性を図り、小金井市においても令和8年までに、自殺死亡率^{*}を平成27年と比較して30%以上減少させることを目標とし、本計画においては中長期的な取組の方向性と当面の各種施策を示します。

図表 計画の数値目標



* 人口10万人当たりの自殺者数のことをいいます。

第2章 小金井市における自殺の特徴

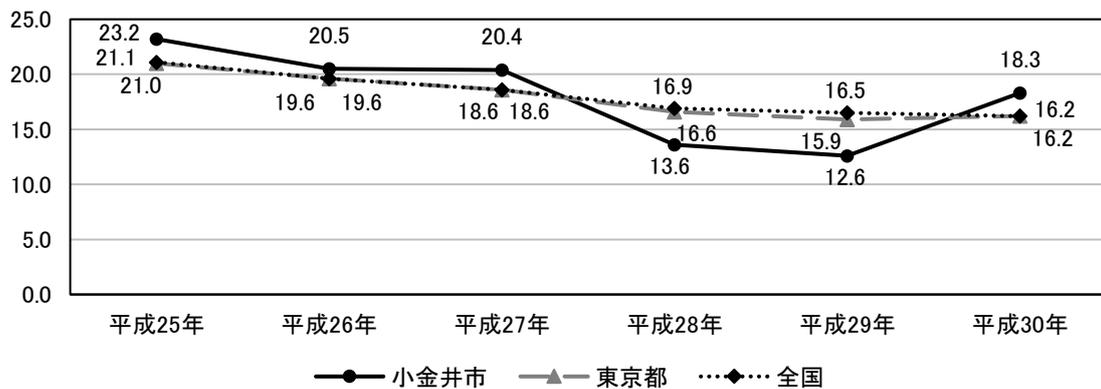
1 小金井市における自殺者の現状

(1) 自殺死亡率の推移

自殺死亡率の推移は、平成25年から平成27年にかけて小金井市の自殺死亡率が東京都・全国よりも高く、平成28年と平成29年は小金井市が東京都・全国よりも低くなっています。平成30年は、小金井市が東京都・全国を上回り18.3となっています。

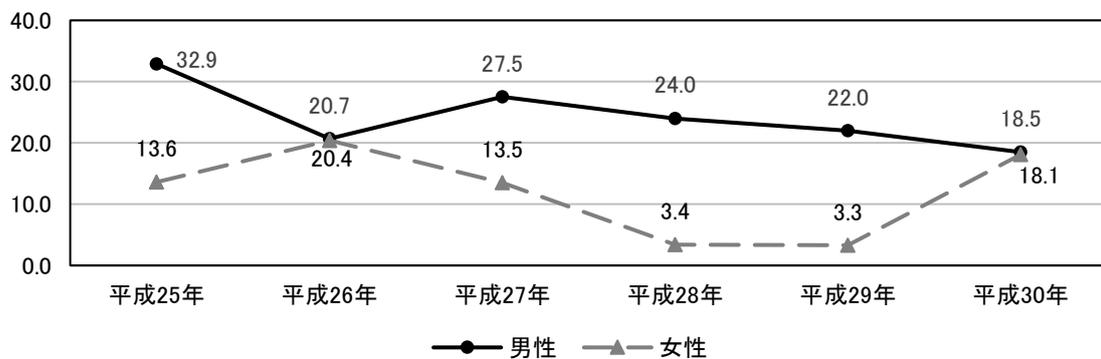
小金井市における男女別自殺死亡率の推移は、いずれの年度も「男性」が「女性」より高くなっています。

図表 自殺死亡率の推移



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図表 小金井市における男女別自殺死亡率の推移



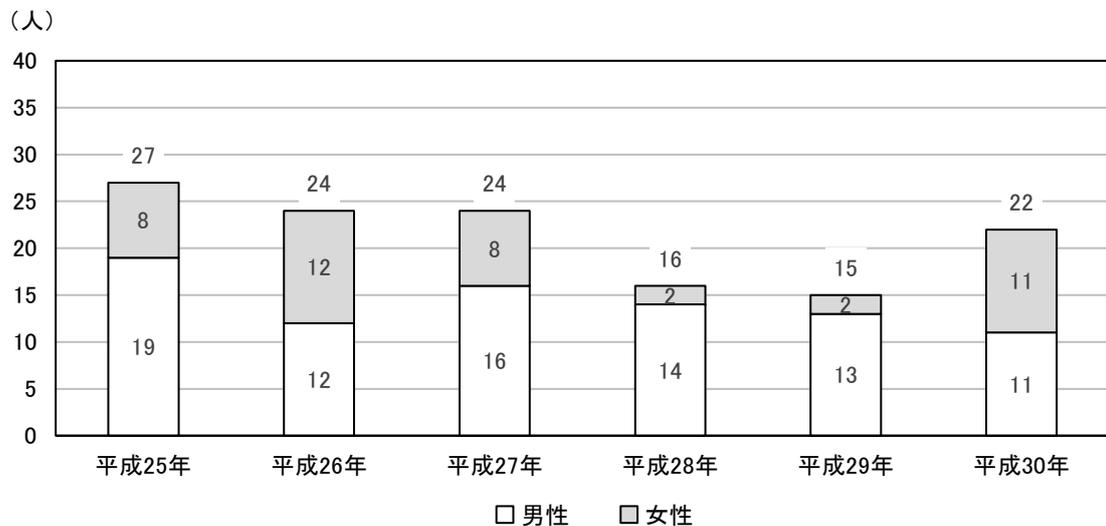
出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2) 自殺者数の推移

小金井市における自殺者数の推移は、平成 25 年の 27 人をピークに平成 29 年には 15 人まで減少しています。しかし、平成 30 年には増加して 22 人となっています。平成 25 年から平成 30 年の年間平均自殺者数は 21.3 人となっています。

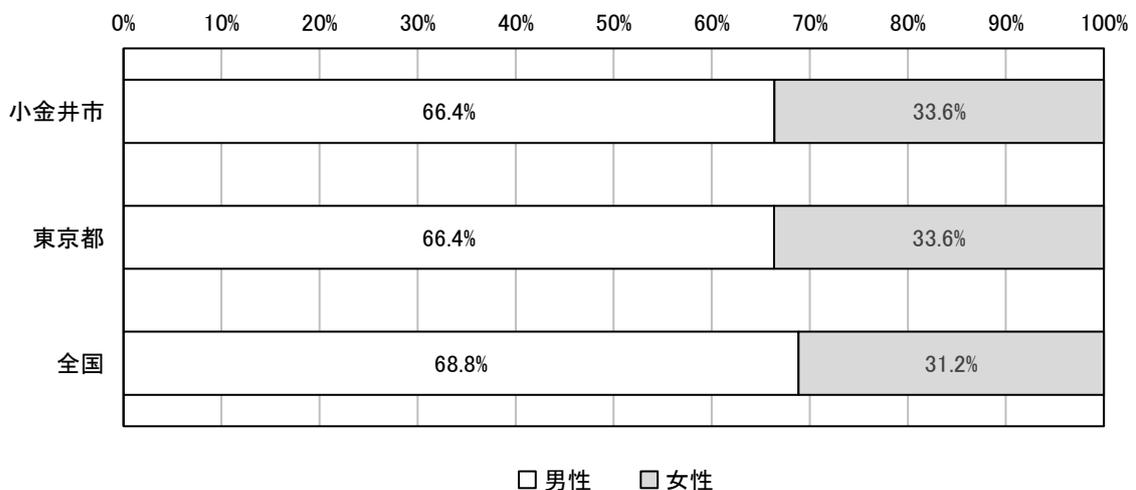
自殺者数の性別割合を比較すると、小金井市・東京都は男女の割合が同程度となっています。全国と比べると「女性」の割合がわずかに高くなっています。

図表 小金井市における自殺者数の推移



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図表 性別自殺者数の割合の比較（平成 25 年から平成 30 年の合計値）



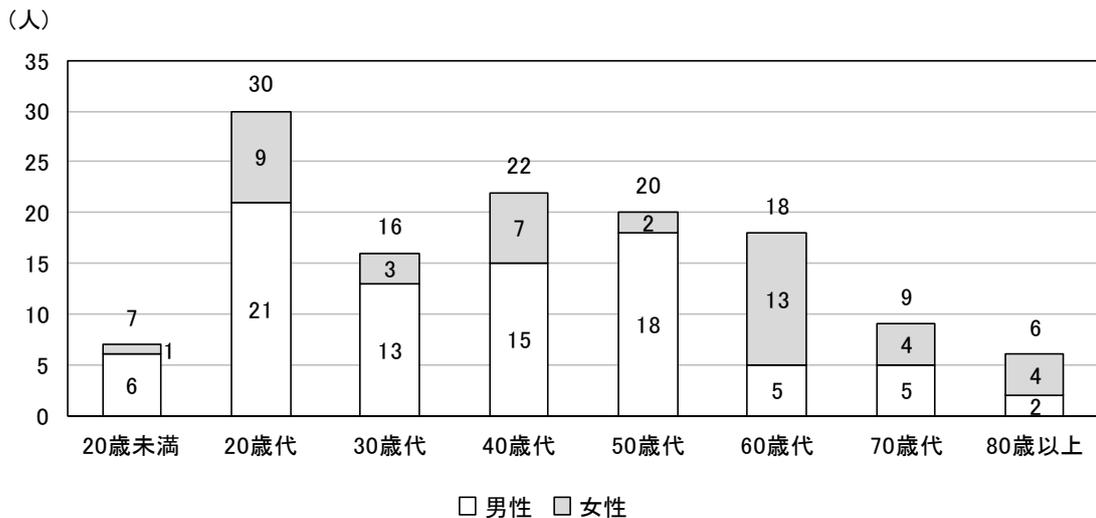
出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 年代別自殺者数（平成 25 年から平成 30 年の合計値）

小金井市における年代別自殺者数は、「20 歳代」が最も多く 30 人となっており、次いで「40 歳代」が 22 人、「50 歳代」が 20 人となっています。

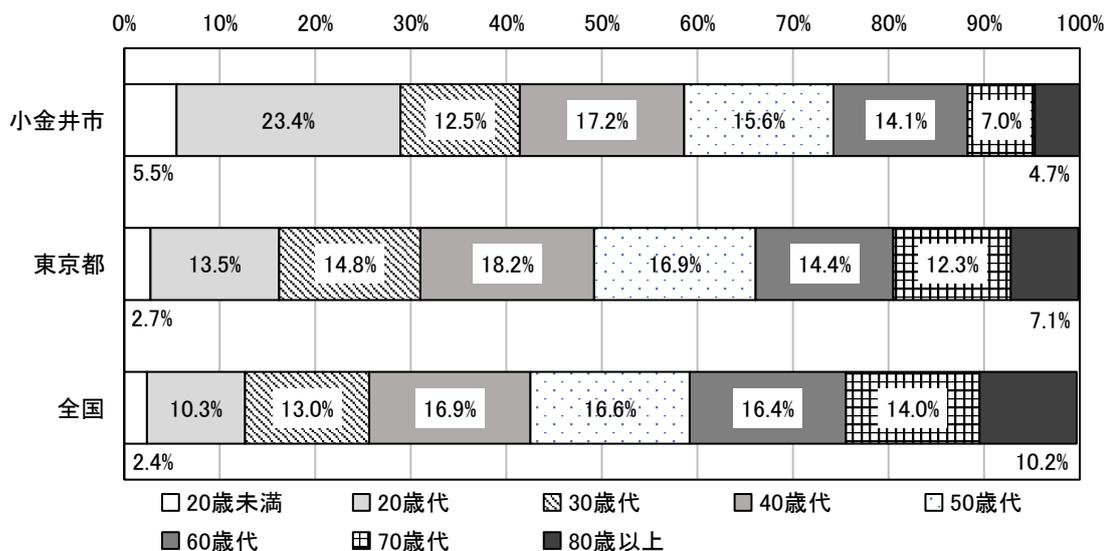
年代別自殺者数の割合を比較すると、「20 歳未満」と「20 歳代」において小金井市は東京都・全国の割合を上回っています。

図表 小金井市における年代別自殺者数



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図表 年代別自殺者数の割合の比較



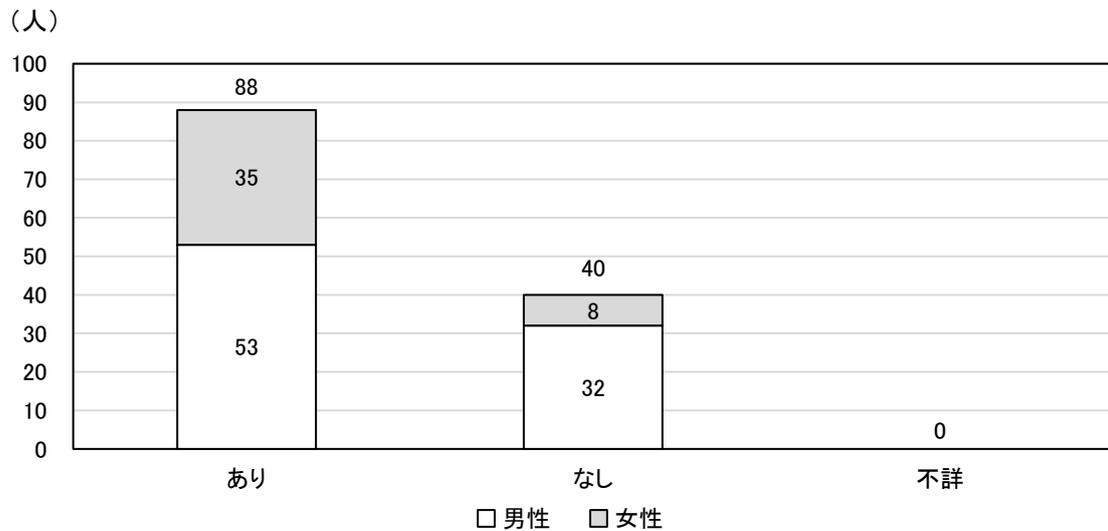
出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(4) 同居人の有無別自殺者数（平成 25 年から平成 30 年の合計値）

小金井市における同居人の有無別自殺者数は、同居人「あり」が 88 人、同居人「なし」が 40 人となっています。

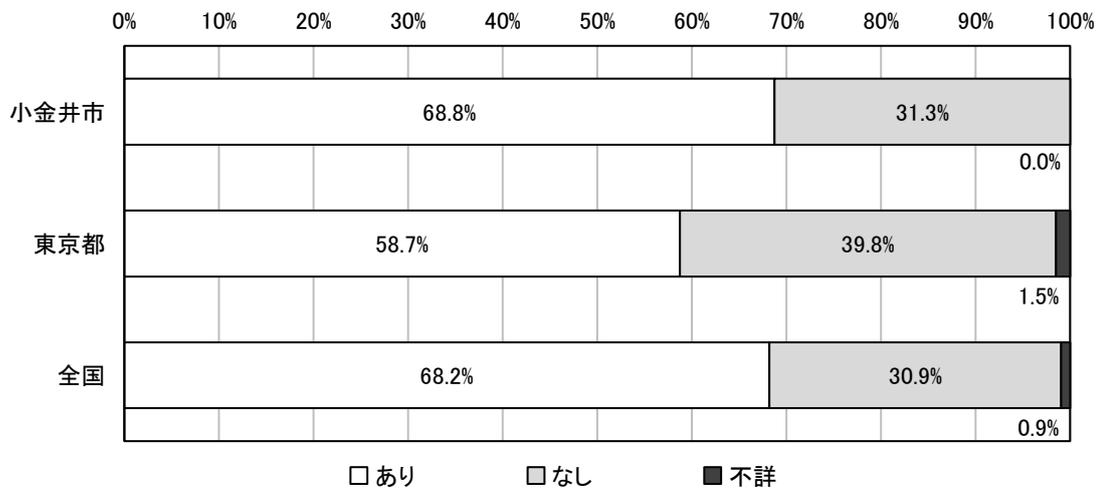
同居人の有無別自殺者数の割合を比較すると、同居人「あり」の割合が東京都より 10.1 ポイント高く、全国より 0.6 ポイント高くなっています。

図表 小金井市における同居人の有無別自殺者数



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図表 同居人の有無別自殺者数の割合の比較



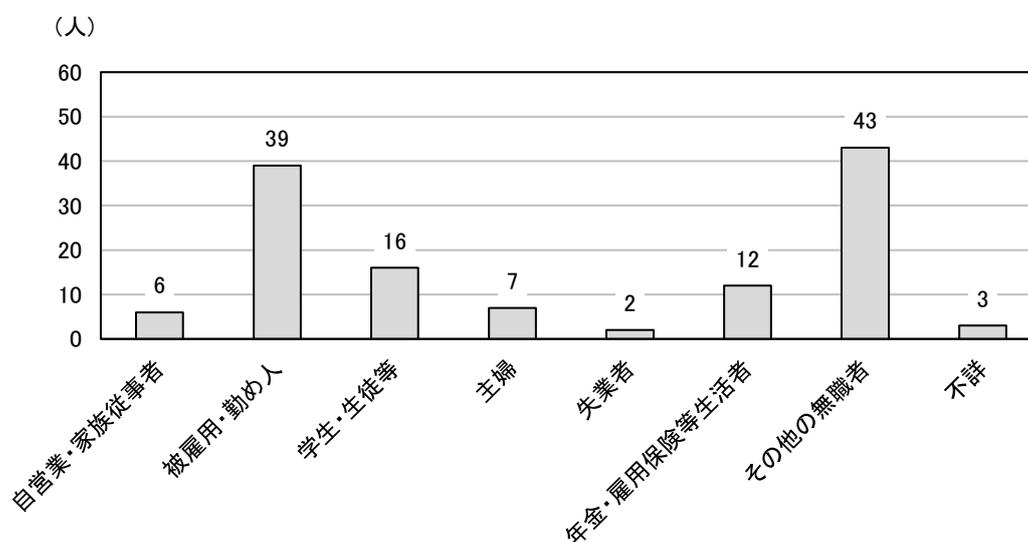
出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(5) 職業別自殺者数（平成 25 年から平成 30 年の合計値）

小金井市における職業別自殺者数は、「その他の無職者」が 43 人と最も多く、次いで「被雇用・勤め人」が 39 人、「学生・生徒等」が 16 人となっています。

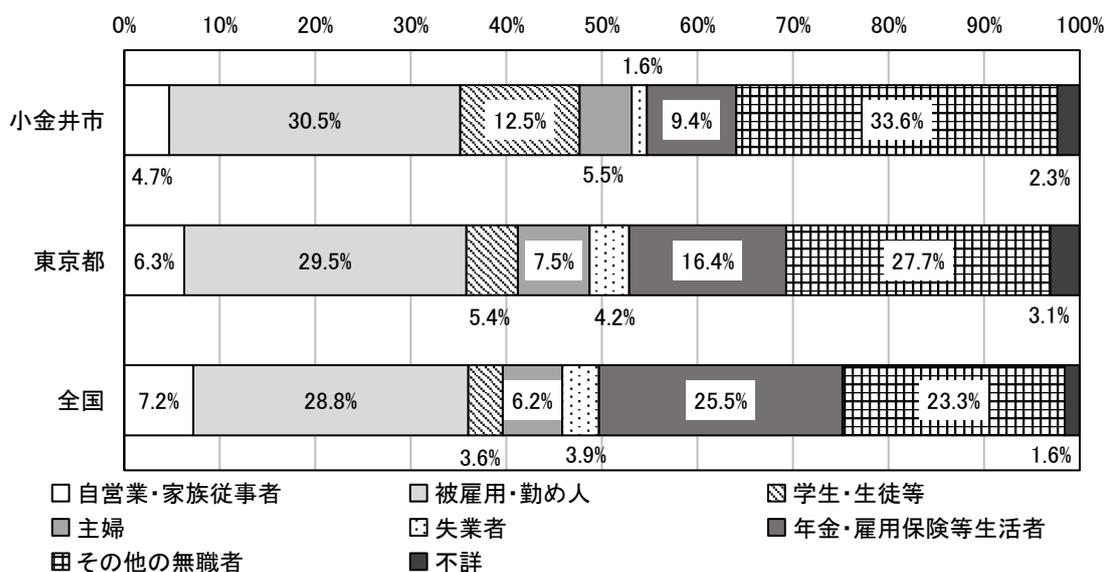
職業別自殺者数の割合を比較すると、「被雇用・勤め人」、「学生・生徒等」、「その他の無職者」において、小金井市は東京都・全国の割合を上回っています。特に、「学生・生徒等」の割合は東京都の 2 倍以上、全国の 3 倍以上となっています。

図表 小金井市における職業別自殺者数



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図表 職業別自殺者数の割合の比較



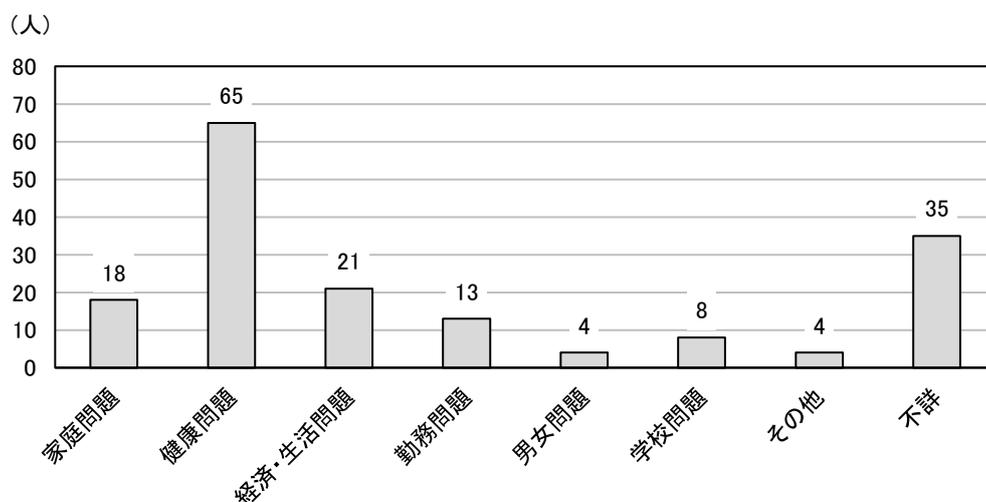
出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(6) 原因・動機別自殺者数（平成 25 年から平成 30 年の合計値）

小金井市における原因・動機別自殺者数は、「健康問題」が 65 人と最も多く、次いで「経済・生活問題」が 21 人、「家庭問題」が 18 人となっています。

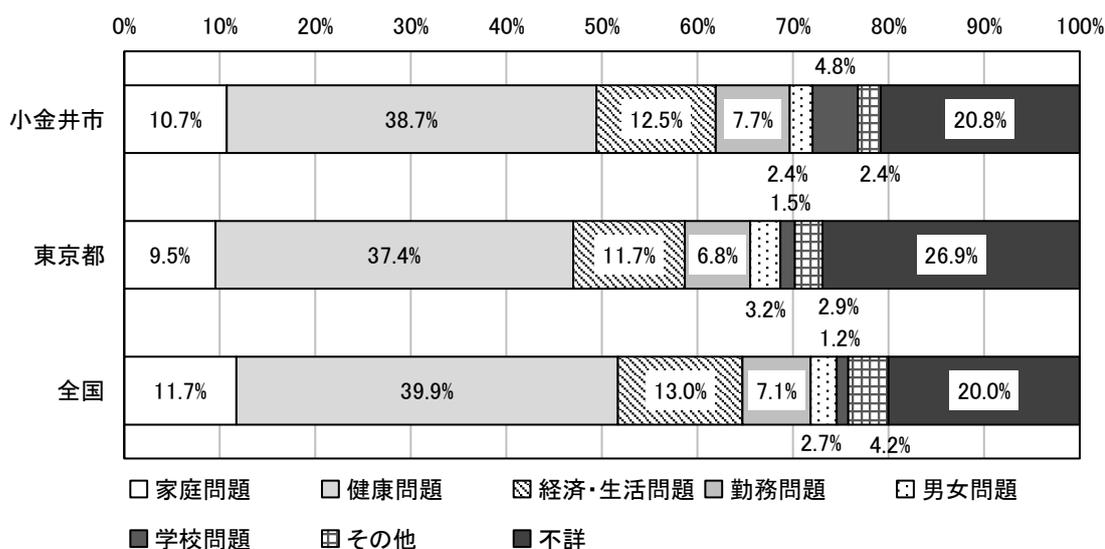
原因・動機別自殺者数の割合を比較すると、「勤務問題」、「学校問題」において、小金井市は東京都・全国の割合を上回っています。

図表 小金井市における原因・動機別自殺者数



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図表 原因・動機別自殺者数の割合の比較



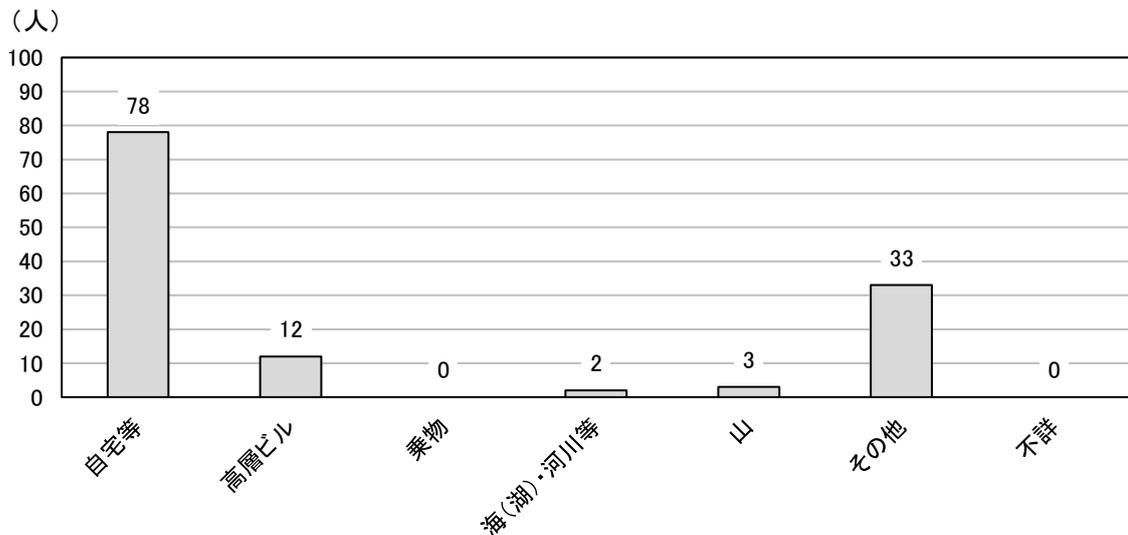
出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(7) 自殺企図の場所別自殺者数（平成 25 年から平成 30 年の合計値）

小金井市における自殺企図の場所別自殺者数は、「自宅等」が 78 人と最も多く、次いで「高層ビル」が 12 人、「山」が 3 人となっています。

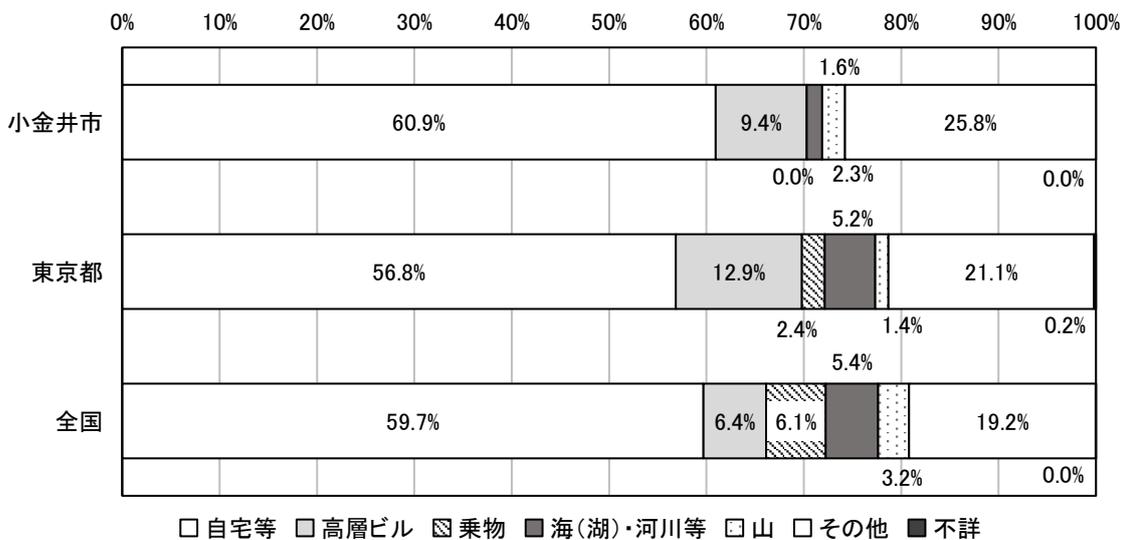
自殺企図の場所別自殺者数の割合を比較すると、「自宅等」において、小金井市は東京都・全国の割合を上回っています。

図表 小金井市における自殺企図の場所別自殺者数



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図表 自殺企図の場所別自殺者数の割合の比較



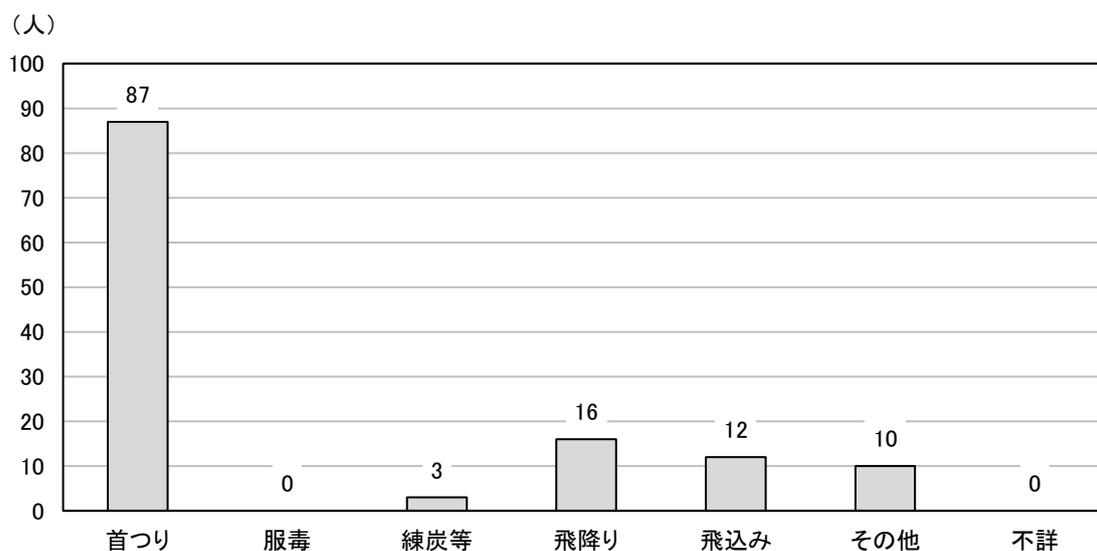
出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(8) 自殺の企図手段別自殺者数（平成 25 年から平成 30 年の合計値）

小金井市における自殺の企図手段別自殺者数は、「首つり」が 87 人と最も多く、次いで「飛降り」が 16 人、「飛込み」が 12 人となっています。

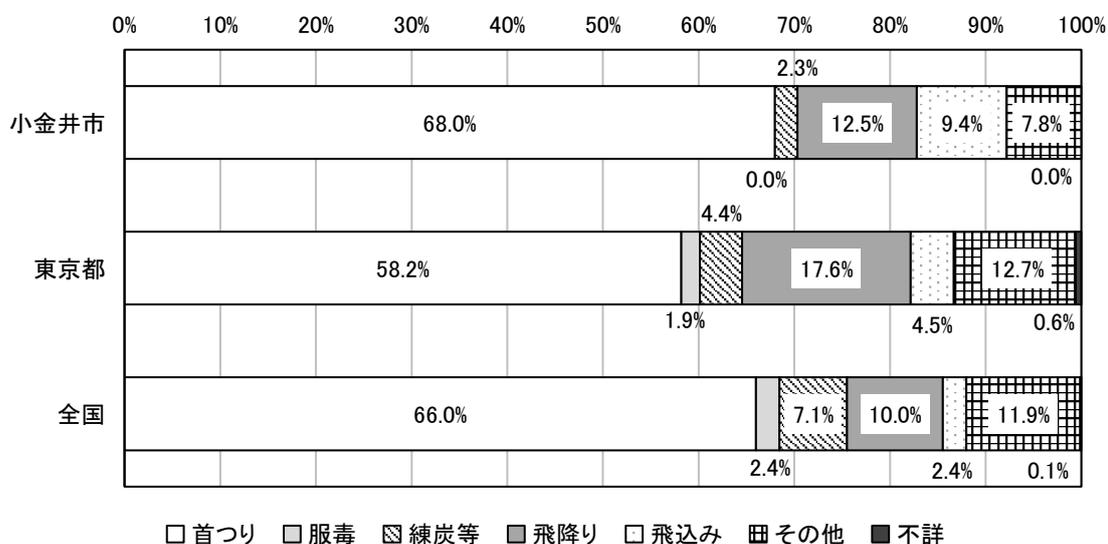
自殺の企図手段別自殺者数の割合を比較すると、「首つり」、「飛込み」において、小金井市は東京都・全国の割合を上回っています。特に、「飛込み」割合は東京都の 2 倍以上、全国の 3 倍以上となっています。

図表 小金井市における自殺の企図手段別自殺者数



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図表 自殺の企図手段別自殺者数の割合の比較



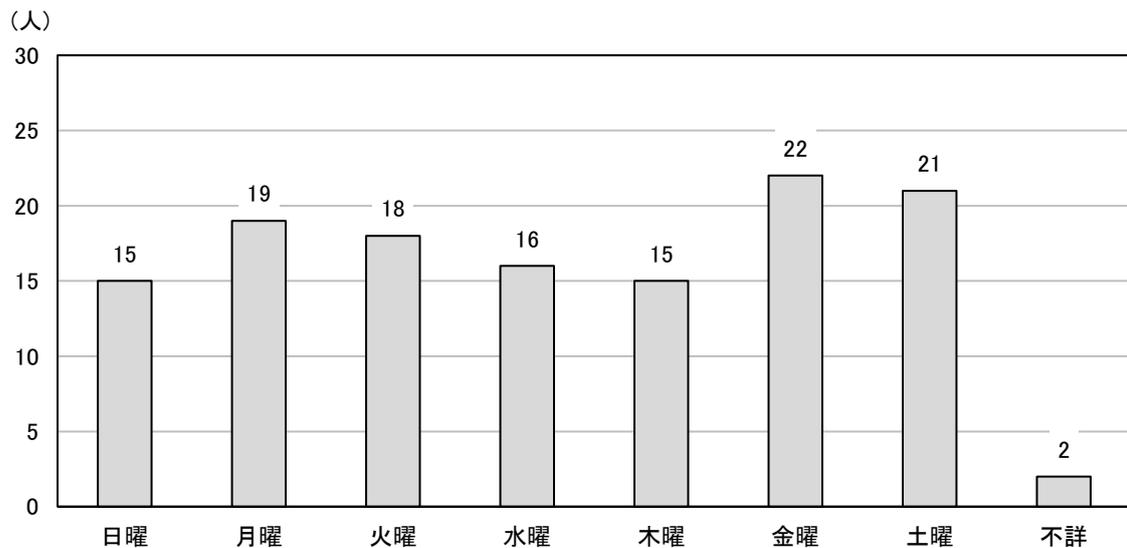
出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(9) 曜日別自殺者数（平成 25 年から平成 30 年の合計値）

小金井市における曜日別自殺者数は、「金曜」が 22 人と最も多く、次いで「土曜」が 21 人、「月曜」が 19 人となっています。

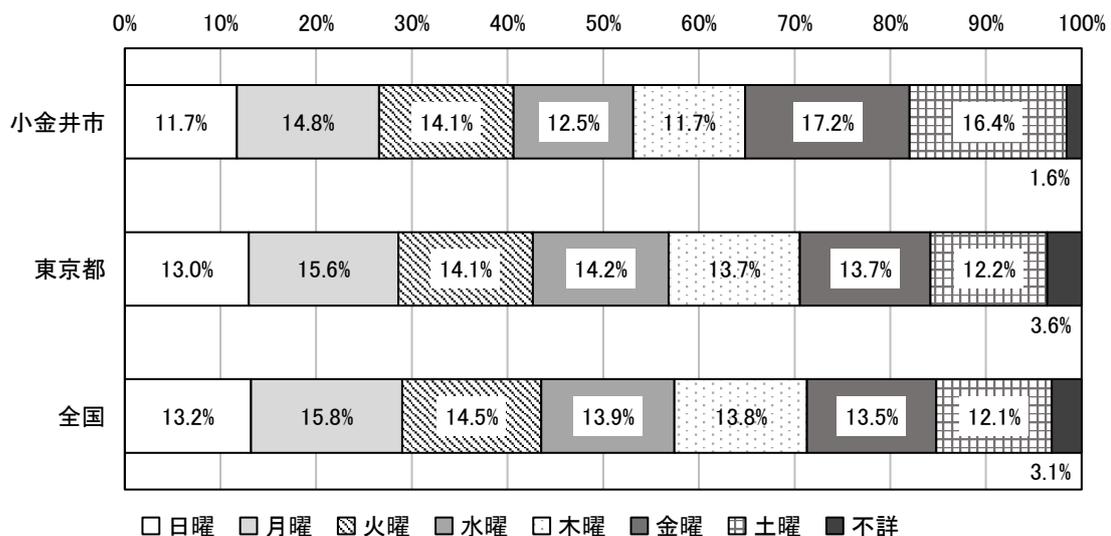
曜日別自殺者数の割合を比較すると、「金曜」、「土曜」において、小金井市は東京都・全国の割合を上回っています。

図表 小金井市における曜日別自殺者数



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図表 曜日別自殺者数の割合の比較



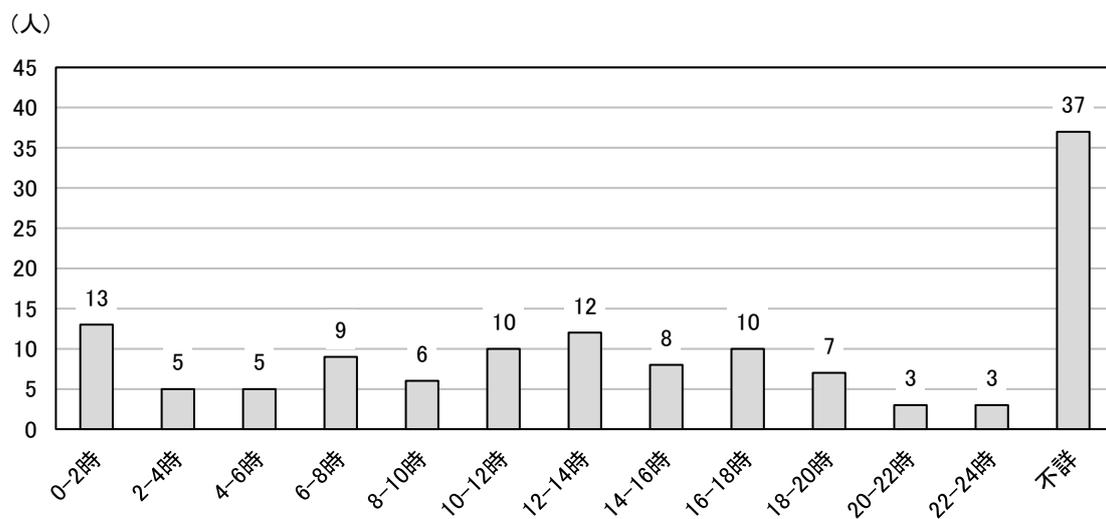
出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(10) 時間帯別自殺者数（平成 25 年から平成 30 年の合計値）

小金井市における時間帯別自殺者数は、「0-2 時」が 13 人と最も多く、次いで「12-14 時」が 12 人、「10-12 時」と「16-18 時」が 10 人となっています。

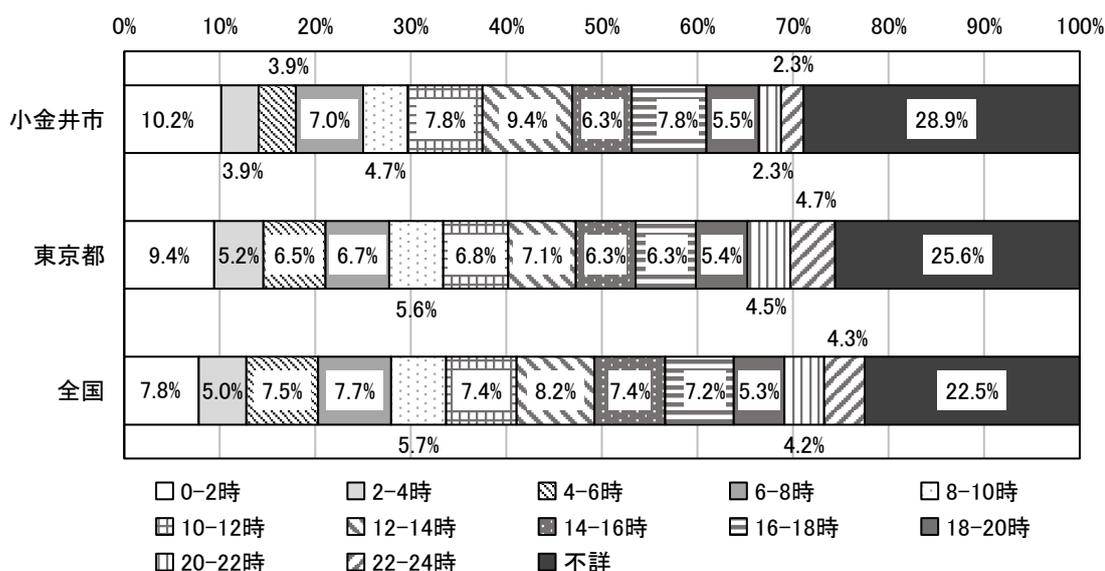
時間帯別自殺者数の割合を比較すると、「0-2 時」、「10-12 時」、「12-14 時」、「16-18 時」、「18-20 時」において、小金井市は東京都・全国の割合を上回っています。

図表 小金井市における時間帯別自殺者数



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図表 時間帯別自殺者数の割合の比較



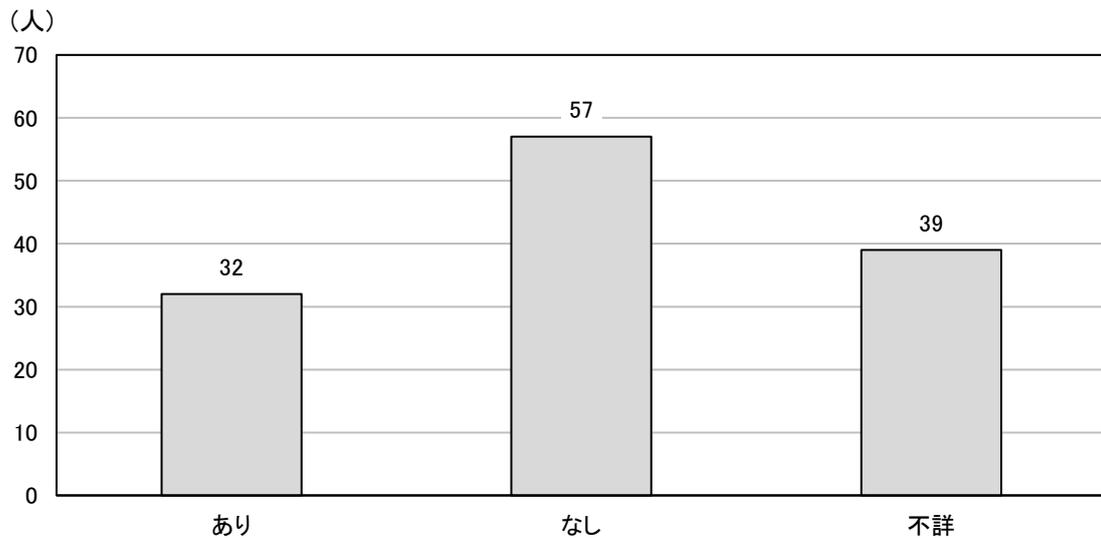
出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(11) 自殺未遂歴の有無別自殺者数(平成 25 年から平成 30 年の合計値)

小金井市における自殺未遂歴の有無別自殺者数は、自殺未遂歴「あり」が 32 人、自殺未遂歴「なし」が 57 人となっています。

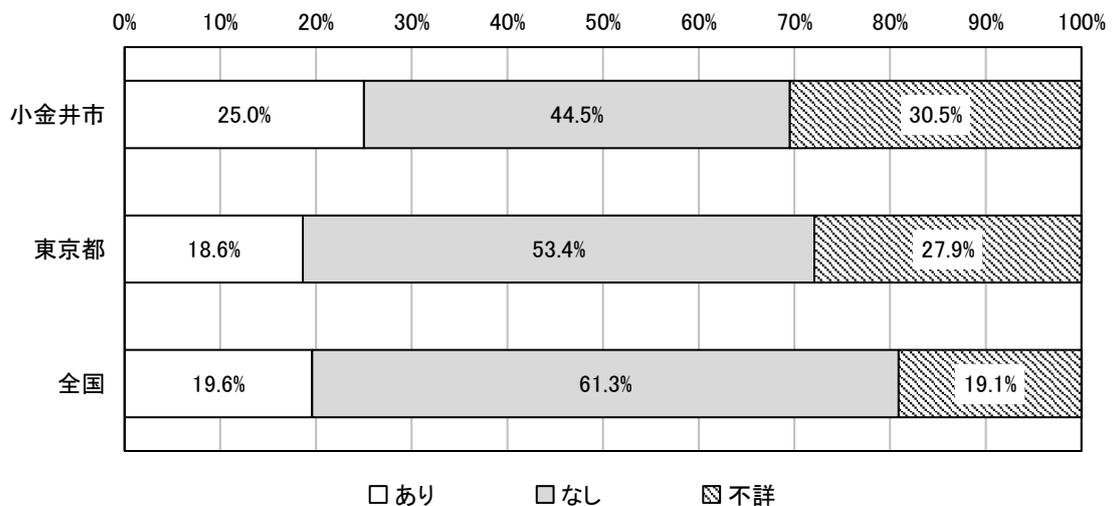
自殺未遂歴の有無別自殺者数の割合を比較すると、小金井市における自殺未遂歴「あり」の割合は東京都・全国を上回っています。

図表 小金井市における自殺未遂歴の有無別自殺者数



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図表 自殺未遂歴の有無別自殺者数の割合の比較



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(12) 年代別に見た死因の状況

小金井市における年代別に見た死因の状況は、20歳代において「自殺」が3人で1位となっており、40歳代において「自殺」が3人で2位、50歳代においては「自殺」、「心疾患」、「脳血管疾患」が各4人で2位となっています。

60歳代から80歳以上においては、「悪性新生物（腫瘍）」や「心疾患」といった項目が死因の上位を占めており、「自殺」は死因の上位5項目に入っていません。

年代別に見た死因の状況（平成29年）

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	自殺 (3人)	悪性新生物 (腫瘍) (2人)	悪性新生物 (腫瘍) (9人)	悪性新生物 (腫瘍) (13人)	悪性新生物 (腫瘍) (46人)	悪性新生物 (腫瘍) (68人)	悪性新生物 (腫瘍) (138人)
2位	悪性新生物 (腫瘍) (2人)	心疾患、脳血管疾患 (各1人)	自殺 (3人)	自殺、心疾患、 脳血管疾患 (各4人)	心疾患 (8人)	心疾患 (26人)	心疾患 (101人)
3位					脳血管疾患 (6人)	肺炎 (9人)	老衰 (69人)
4位					肺炎 (3人)	不慮の事故 (5人)	脳血管疾患 (51人)
5位					糖尿病 (2人)	腎不全 (3人)	肺炎 (49人)

出典：平成30年版事業概要（東京都多摩府中保健所）

(13) 対策が優先されるべき対象群の把握

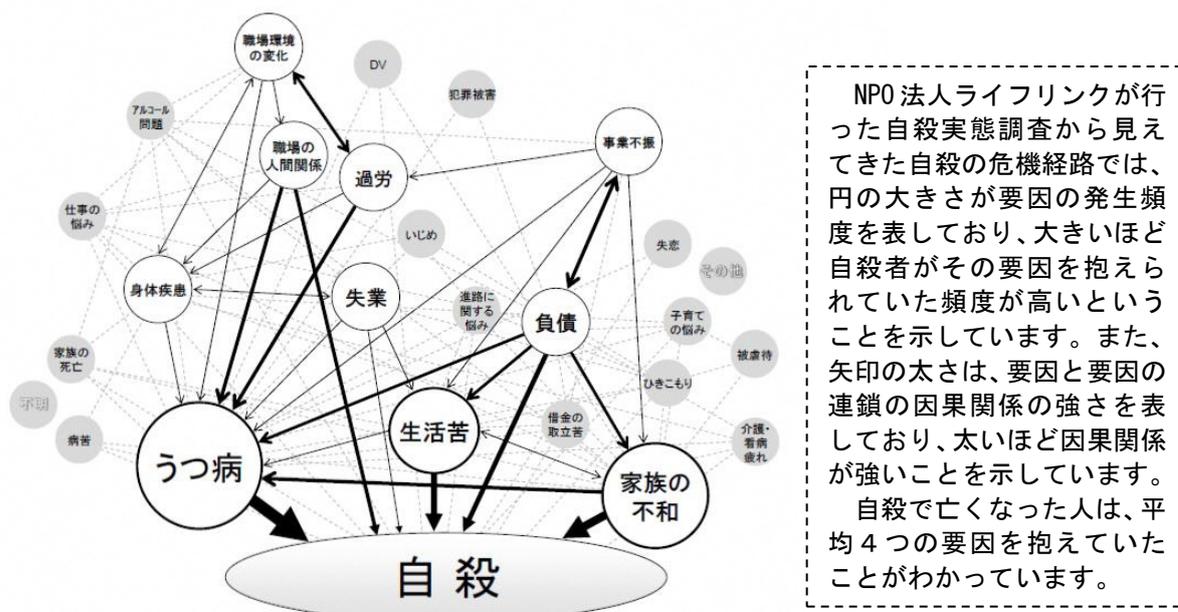
平成 25 年から平成 29 年の5年間で、小金井市における自殺者の多い属性（性別×年代別×仕事の有無別×同居人の有無別）は、以下の5区分となっています。

図表 地域の主な自殺の特徴（平成 25 年～平成 29 年合計）

上位 5 区分		自殺者数	割合	自殺死亡率	背景にある主な自殺の危機経路※
1 位	男性 40～59 歳有職同居	13	12.3%	20.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位	女性 60 歳以上無職同居	10	9.4%	19.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3 位	男性 40～59 歳無職同居	9	8.5%	227.1	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4 位	男性 20～39 歳有職独居	8	7.5%	30.8	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5 位	男性 20～39 歳有職同居	8	7.5%	21.2	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

出典：「地域自殺実態プロフィール【2018 更新版】」（自殺総合対策推進センター）

図表 自殺の危機経路



出典：「自殺実態白書 2013」（NPO 法人ライフリンク）

※ 「自殺実態白書 2013」（NPO 法人ライフリンク）を参考に作成されたものです。

2 小金井市における自殺者の特徴

ここまでを踏まえて、小金井市における自殺者の特徴を整理すると、以下のとおりです。

図表 小金井市における自殺者の特徴

- ① 平成 30 年の自殺死亡率は 18.3 で、東京都・全国の 16.2 を上回っています。
- ② 平成 25 年から平成 30 年にかけて、年間平均で 21.3 人が自殺をしています。また、「男性」が「女性」よりも自殺者数が多い傾向にあります。
- ③ 「20 歳代」の自殺者数が最も多く 30 人となっています。また、「20 歳未満」や「20 歳代」の割合において小金井市は東京都・全国を上回っています。
- ④ 同居人「あり」の自殺者数が同居人「なし」より多く、同居人「あり」の割合において小金井市は東京都・全国を上回っています。
- ⑤ 職業別自殺者数は、「その他の無職者」が 43 人と最も多くなっています。「学生・生徒等」の割合において、小金井市は東京都の 2 倍以上、全国の 3 倍以上となっています。
- ⑥ 原因・動機別自殺者数は、「健康問題」が 65 人と最も多くなっています。「勤務問題」、「学校問題」の割合において、小金井市は東京都・全国を上回っています。
- ⑦ 自殺企図の場所は、「自宅等」が 78 人と最も多くなっています。また、「自宅等」の割合において、小金井市は東京都・全国を上回っています。
- ⑧ 自殺の企図手段は、「首つり」が 87 人と最も多くなっています。「飛び込み」の割合において、小金井市は東京都の 2 倍以上、全国の 3 倍以上となっています。
- ⑨ 曜日別自殺者数は、「金曜」が 22 人と最も多く、次いで「土曜」が 21 人となっています。「金曜」、「土曜」の割合において、小金井市は東京都・全国を上回っています。
- ⑩ 時間帯別自殺者数は、「0-2 時」が 13 人と最も多く、次いで「12-14 時」が 12 人となっています。
- ⑪ 自殺未遂歴の有無別自殺者数は、「あり」の割合において、小金井市は東京都・全国を上回っています。
- ⑫ 平成 29 年における 20 歳代の死因の 1 位が自殺となっています。
- ⑬ 小金井市において自殺者が多い属性は、以下の 5 区分となっています。
 - 1 位：40～59 歳の男性で、有職者であり、同居人がいる人（自殺者全体の 12.3%）
 - 2 位：60 歳以上の女性で、無職者であり、同居人がいる人（自殺者全体の 9.4%）
 - 3 位：40～59 歳の男性で、無職者であり、同居人がいる人（自殺者全体の 8.5%）
 - 4 位：20～39 歳の男性で、有職者であり、独居の人（自殺者全体の 7.5%）
 - 5 位：20～39 歳の男性で、有職者であり、同居人がいる人（自殺者全体の 7.5%）

3 こころの健康に関するアンケート調査の結果

本計画の策定に当たって、市民のこころの健康状態、自殺に関する現状認識や課題意識などを把握する基礎資料とするため、こころの健康に関するアンケート調査を行いました。

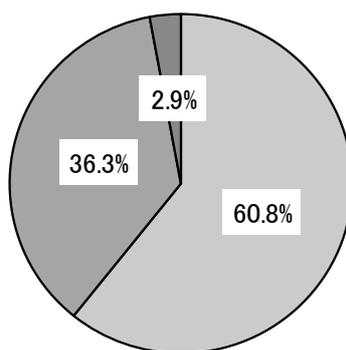
図表 こころの健康に関するアンケート調査の概要

項目	内容
調査名	小金井市こころの健康に関するアンケート調査
調査対象	小金井市に在住の18歳以上の市民の中から、3,000人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	令和元年7月17日から7月31日まで
回収結果	有効回収数 989 票、有効回収率 33.0%

(1) 国の自殺の現状の認知状況

国における自殺者数が平成30年においても約2万人いることを知っているかという設問に対して、「知っていた」と回答した人が60.8%、「知らなかった」と回答した人が36.3%となっています。

図表 国の自殺の現状の認知状況



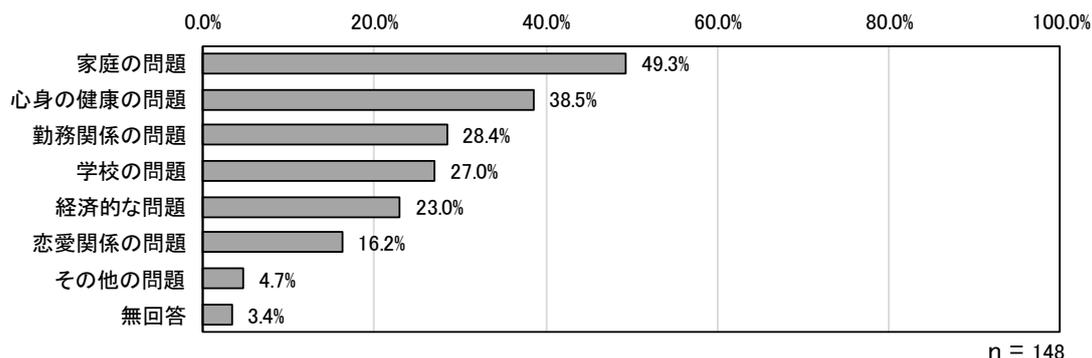
□知っていた □知らなかった □無回答 n = 989

出典：小金井市こころの健康に関するアンケート調査

(2) 自殺を考えた理由や原因

自殺を考えた理由として、「家庭の問題」と回答した人が49.3%と最も多くなっています。次いで「心身の健康の問題」が38.5%、「勤務関係の問題」が28.4%となっています。

図表 自殺をしたいと考えた理由や原因

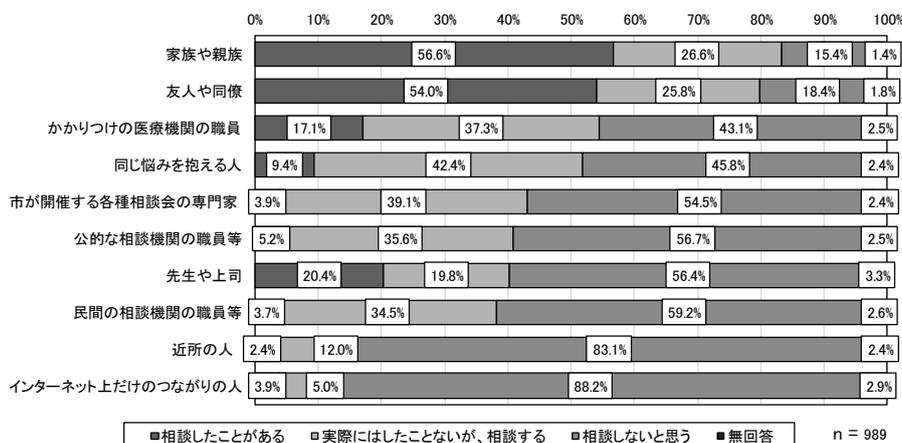


出典：小金井市こころの健康に関するアンケート調査

(3) ストレスを抱えたときに、誰に相談するか

ストレスを抱えたときに、誰に相談するかという設問については、「家族や親族」に対して『相談する』（「相談したことがある」56.6%+「実際にはしたことはないが、相談する」26.6%）と回答した人が83.2%と、最も多くなっています。次いで「友人や同僚」に対して『相談する』（「相談したことがある」54.0%+「実際にはしたことはないが、相談する」25.8%）と回答した人が79.8%、「かかりつけの医療機関の職員」に対して『相談する』（「相談したことがある」17.1%+「実際にはしたことはないが、相談する」37.3%）と回答した人が54.4%となっています。

図表 ストレスを抱えたときに、誰に相談するか

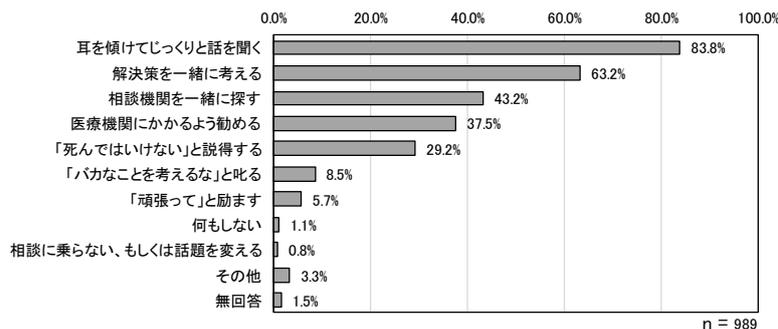


出典：小金井市こころの健康に関するアンケート調査

(4) 「死にたい」と打ち明けられたときの対応

「死にたい」と打ち明けられたときの対応については、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」と回答した人が 83.8%と最も多くなっています。次いで「解決策を一緒に考える」が 63.2%となっています。一方で、「『死んではいけない』と説得する」が 29.2%、「『バカなことを考えるな』と叱る」が 8.5%となっています。

図表 「死にたい」と打ち明けられたときの対応



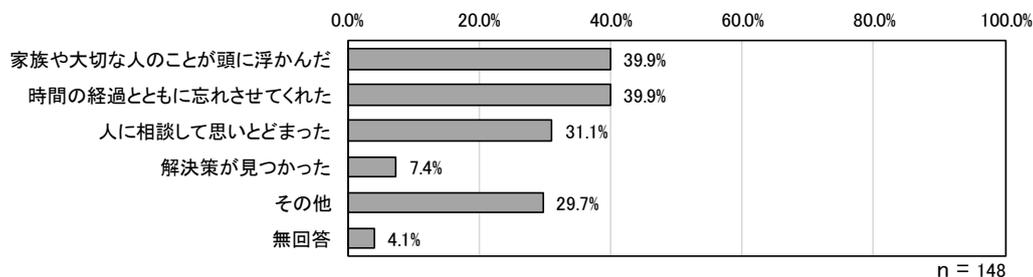
出典：小金井市こころの健康に関するアンケート調査

(5) 自殺を思いとどまった理由

自殺を思いとどまった理由については、「家族や大切な人のことが頭に浮かんだ」と「時間の経過とともに忘れさせてくれた」と回答した人が 39.9%と最も多くなっています。次いで「人に相談して思いとどまった」が 31.1%、「解決策が見つかった」が 7.4%となっています。

また「その他」においては「環境が変わったことで解決した」「別のことで気が紛れた」のような回答が多くありました。

図表 自殺を思いとどまった理由

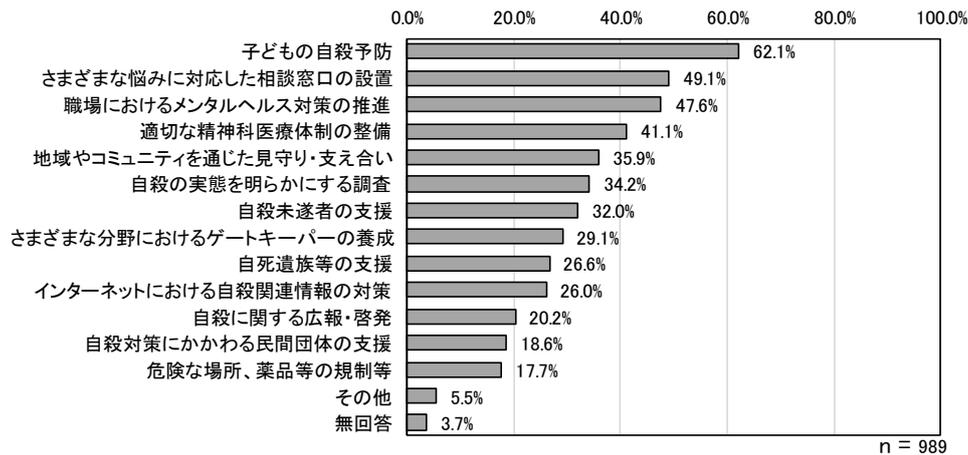


出典：小金井市こころの健康に関するアンケート調査

(6) 今後必要だと思う自殺対策

今後必要だと思う自殺対策に関しては、「子どもの自殺予防」と回答した人が62.1%と最も多くなっています。次いで「さまざまな悩みに対応した相談窓口の設置」が49.1%、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」が47.6%となっています。

図表 今後必要だと思う自殺対策



出典：小金井市こころの健康に関するアンケート調査

4 既存アンケート調査の結果から見る子どもの現状

子どもの自殺対策を推進していくため、既に本市で実施されたアンケート調査結果を分析し、本計画を策定するための基礎資料としました。

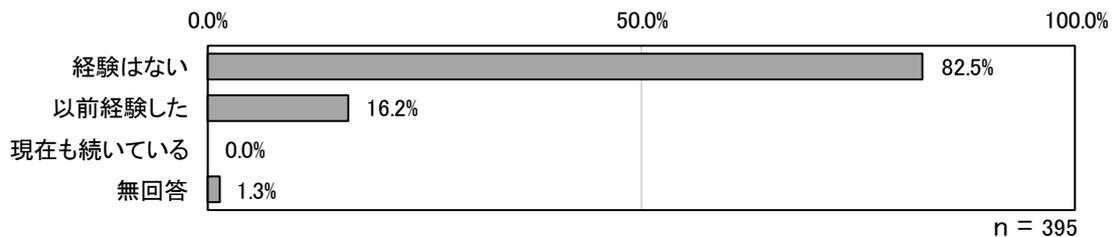
図表 小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

項目	内容
調査名	小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査
調査対象	中学校・高校年代の青少年
抽出方法	住民基本台帳から無作為に抽出した1,250人
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	平成30年11月15日から12月5日まで
回収結果	有効回収数395票、有効回収率31.6%

(1) いじめを受けたことはあるか

中学校・高校の生徒のうち、「経験はない」と回答した人が82.5%と最も多くなっています。次いで「以前経験した」が16.2%、「現在も続いている」が0.0%となっています。

図表 いじめを受けたことはあるか

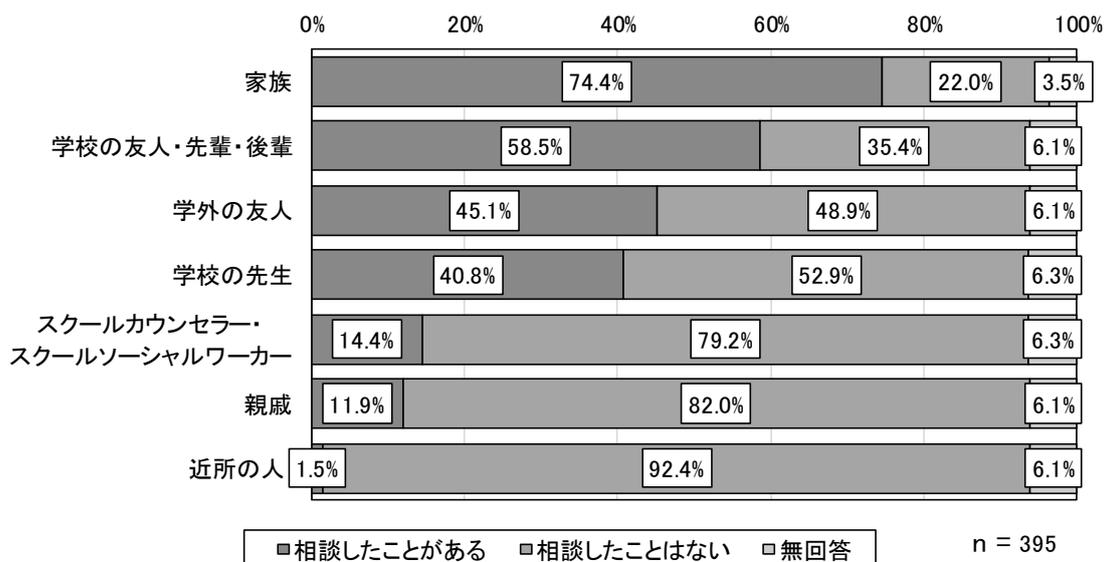


出典：小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(2) 相談したことがある相手

相談したことがある相手については「家族」と回答した人が74.4%と最も多くなっています。次いで「学校の友人・先輩・後輩」が58.5%、「学外の友人」が45.1%となっています。

図表 相談したことがある相手

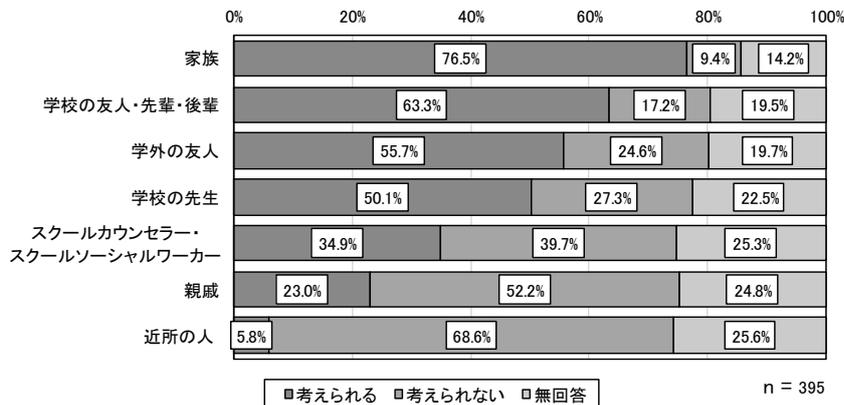


出典：小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(3) 相談先として考えられる相手

相談したい相手としては、「家族」が76.5%と一番高くなっています。次いで「学校の友人・先輩・後輩」が63.3%、「学外の友人」が55.7%となっています。

図表 相談先として考えられる相手



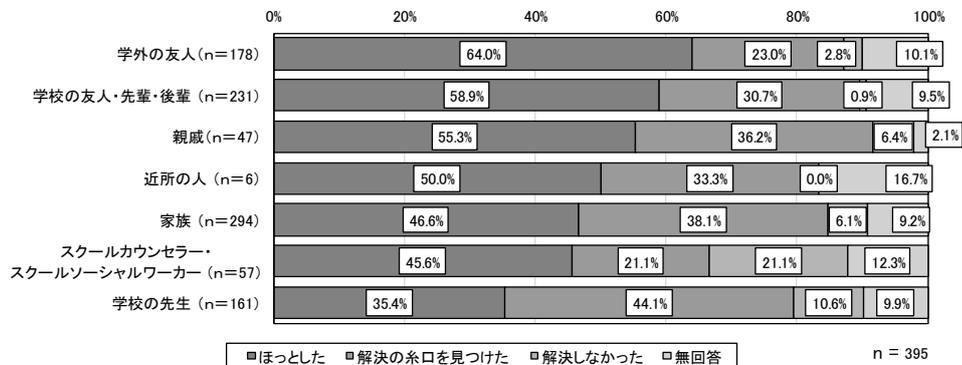
出典：小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(4) 相談先ごとの相談結果

相談先ごとの相談結果について、「ほっとした」と「解決の糸口を見つけた」の合計に関しては「親戚」が「ほっとした(55.3%)」+「解決の糸口を見つけた(36.2%)」で91.5%と最も多くなっています。次いで「学校内の友人・先輩・後輩」が58.9%+30.7%で89.6%、「学外の友人」が64.0%+23.0%で87.0%となっています。

一方で、「解決しなかった」に関しては「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」が21.1%と最も高く、次いで「学校の先生」が10.6%、「家族」が6.1%となっています。

図表 相談先ごとの相談結果



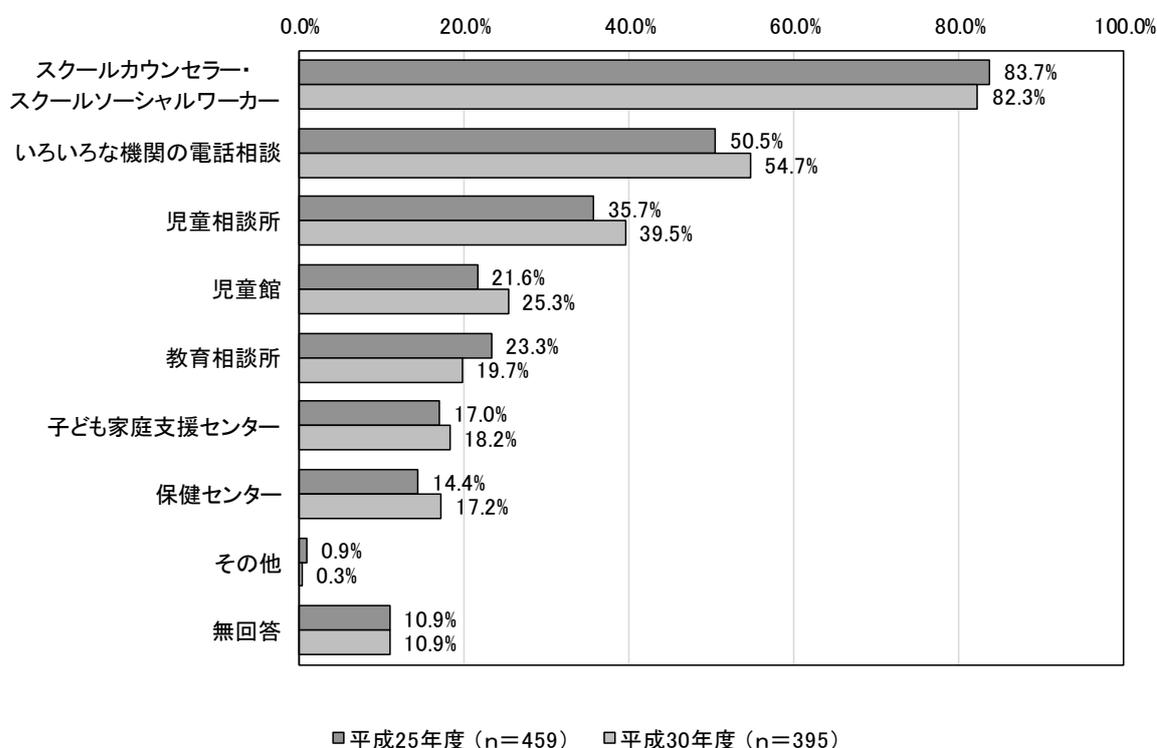
出典：小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(5) 相談場所の認知度状況

悩みごとや困ったことを相談できる場所の認知度状況に関する設問では、「スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー」が最も多く、平成30年度では82.3%になっています。次いで「いろいろな機関の電話相談」が54.7%、「児童相談所」が39.5%、「児童館」が25.3%となっています。

平成30年度の「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」「教育相談所」の認知状況に関しては、平成25年度に比べてやや下がっています。

図表 悩みごとや困りごとを相談できる場所の認知度



出典：小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

5 小金井市における自殺対策の課題

課題1 自殺の実態に対する理解の促進

自殺死亡率について平成 25 年から平成 30 年までの平均を見ると、小金井市は全国や東京都とあまり差がありません。こうした中で、全国で多く自殺が発生していることを知っている人は6割程度にとどまります。

「『死にたい』と打ち明けられたときの対応」については、3割弱の人が「『死んではいけない』と説得する」、1割弱の人が「『バカなことを考えるな』と叱る」という回答をしています。しかしながら、自殺を考えている方に対してその意思を否定するような行動は、より一層こうした方々を追い込むともいわれており、適切な対応の周知が必要とされています。

このように、自殺の原因や、自殺を考えている人に対する対応の仕方、自殺そのものについてなど、市民に対する促進を図って自殺の実態に関する理解を醸成していくことが求められています。

課題2 自殺のサインに気づき、見守ることのできる人材の育成

自殺リスクの高い人の中には、悩みを他の人に打ち明けることができず、1人で苦しんでいる人も少なくありません。しかしながら、周囲の人が自殺のサインに気づき、適切な支援につなぐことができれば、こうした方々の自殺を防止することが可能だと考えられます。

平成 25 年から平成 30 年にかけて本市で自殺された人のうち、同居人がいる人は全体の3分の2と多くなっており、同居家族をはじめとした身近にいる人が、早期に自殺のサインに気づいて、見守っていただくことが重要です。

また、自殺のサインに気づいた方が、その後に適切な対応ができるよう、市は関係機関との連携体制を構築していくことも必要となります。

課題3 子ども・若者の自殺対策の推進

昨今、子どもの自殺の要因として、家庭や学校に対する問題、こころの悩みなどが上がっています。また、本市でも「今後必要だと思う自殺対策」の設問において、6割強の人が、「子どもの自殺予防」と答えています。子どもたちが自分たちの悩みを1人で抱えることのないようにすることが求められております。

一方で、中学生・高校生を対象に行ったアンケートの「相談できる機関を知っているか」という設問については、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーが約8割であり、いろいろな機関の電話相談が約5割、児童相談所であっても4割弱、次いで児童館が全体の4分の1、教育相談所が2割弱と続きます。

これらを受け、子どもたちが相談しやすい環境づくりや、悩みを1人で抱えることがないよう、SOSの出し方を伝えていくことが必要となります。

また、20代の自殺者数が本市における平成 25 年から平成 30 年における自殺者数の2割強を占めていることから、若者を対象とした自殺対策を推進していくことも併せて重要です。

第3章 これまでの取組

1 小金井市における自殺対策に関する取組

小金井市ではこれまで、自殺対策に関連した分野として以下のような取組を進めています。

(1) ゲートキーパー養成研修の実施

市民と接する機会の多い市役所職員の自殺予防に関する知識を高めることで、自殺のリスクを抱えている方を早期発見し、適切な関わりができるよう、平成 25 年度から職員を対象にしたゲートキーパー養成研修を実施しました。また、職員だけでなく、平成 26 年度から市民を対象としたゲートキーパー養成研修も開催することで、市民同士が身近にいる人の自殺のサインを早期発見し、適切に関わっていくことのできる体制づくりを進めてきました。

平成 25 年度から平成 30 年度までのゲートキーパー養成研修の受講者数は 335 人(職員：191 人・市民：144 人)で、1 年度間における平均受講者数は約 56 人となっています。

ゲートキーパーとは

「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人」のことです。ゲートキーパーになるために特別な資格が必要とされているわけではありません。家族や職場の同僚など、地域の様々な人たちがこうした役割を担うことが期待されています。

(2) 相談体制の周知や充実

健康増進計画を改定する際の基礎資料とすることを目的に平成 28 年度にアンケート調査を実施しました。その調査では、「こころの健康を保つためにあれば良い機関や仕組み」において、「いつでも相談できる窓口(電話・インターネットなど)」や「同じ悩みを持つ人と話せる場所や機会の提供」といった回答が高い割合を示していました。

こうした中で、本市では市ホームページから利用できるメンタルチェックシステム(こころの体温計)を紹介するほか、自殺予防週間である9月10日から16日の期間には、相談体制の周知を行っています。

また、自殺対策に特化した事業ではありませんが、子ども家庭支援センターにおける相談窓口など、市民にとって身近な各種相談窓口において市民からの様々な相談への対応や情報提供を図ってきました。さらに、こうした環境において、同じ悩みを持つ人と話せる機会の提供なども進めてきました。

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1 自殺対策の基本理念

こころに寄り添い いのちを支え合うまち 小金井

自殺の多くは、家庭の問題や心身の健康の問題、勤務関係の問題、学校の問題、経済的な問題、恋愛関係の問題などの様々な要因によって追い込まれた末の死であると考えられています。本市では、行政だけでなく市民一人一人がお互いの自殺のサインに気づき、見守る役割を担うことで、様々な要因を抱える個人のこころに寄り添い合う、支え合いの体制づくりを目指します。そこで、「こころに寄り添い いのちを支え合うまち 小金井」を基本理念とし、自殺対策に向けた各種取組を地域一丸となって推進していきます。

2 自殺対策の基本方針

国は、自殺総合対策大綱（平成 29 年7月閣議決定）において、自殺に対する基本認識として「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている」「地域レベルの実践的な取組をP（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルを通じて推進する」を挙げています。これらの基本認識のもと、次の5つの基本方針に基づいて自殺対策を推進することが重要とされていることから、本市としても基本理念の実現を目指して、この5つの基本方針を踏まえて各種取組を推進します。

基本方針1 生きることの包括的な支援

- 自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開するものとします。
- 個人においても地域においても、自殺に対する保護要因となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を、自殺のリスク要因となる失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を生きることの包括的な支援として推進します。

基本方針2 関連分野の有機的な連携の強化

- 自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐため、様々な分野の施策、人々や組織と密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を実施します。
- 自殺の要因となり得る関連の分野においても、実践的な活動を通じた連携の取組が展開されていることから、連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援に当たる人々が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

基本方針3 対応のレベルに応じた対策の効果的な連動

- 「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」等、対応の段階に応じたレベルごとの対策を強力かつ効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。
- 時系列的な対応としては、啓発等の「事前対応」と、自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じます。
- 「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において児童生徒等を対象とした、自殺予防教育を推進します。

基本方針4 実践と啓発を両輪とした推進

- 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。
- 市民一人一人が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人が発している、不眠や原因不明の体調不良等の自殺の危険を示すサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取組を推進します。

基本方針5 関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進

- 自殺対策が最大限その効果を発揮して「ここに寄り添い いのちを支え合うまち 小金井」を実現するためには、市をはじめ、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。
- それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

3 施策体系

本計画は、国が「市町村自殺対策計画策定の手引」において示した「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童・生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つと、国から地域の自殺の現状について把握することを目的に提供された「小金井市地域自殺実態プロファイル」において、重点的な支援対象に推奨された「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」「勤務・経営」を基にして、基本施策や重点施策を設定します。こうした中で、各種調査の結果から課題として挙げられた「子ども」や「若者」を重点施策の対象とし、国が示す「児童・生徒のSOSの出し方に関する教育」を包含した方針としています。

基本理念	施策	施策項目
いろいろな ことに 寄り添い 支え合い まち 小金井	基本施策1 地域におけるネットワークの強化	(1) 地域ネットワークの構築・連携強化 (2) 地域ネットワークを活用した見守りの推進
	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	(1) 様々な職種を対象とする研修 (2) 市民を対象とする研修
	基本施策3 市民への周知・啓発と相談体制の充実	(1) 自殺対策に関する周知・啓発の推進 (2) 相談体制の充実
	基本施策4 生きることの促進要因の支援と 阻害要因の軽減	(1) 居場所づくりの推進 (2) 障がいのある方への支援 (3) 子育て世帯への支援
	重点施策1 子ども・若者に関わる自殺対策の推進	(1) 学校における支援 (2) 見守り・支援体制の強化
	重点施策2 高齢者に関わる自殺対策の推進	(1) 高齢者の生活を支える取組 (2) 高齢者の健康づくりに向けた支援
	重点施策3 生活困窮者に関わる自殺対策の推進	(1) 生活困窮者の生活を支える取組 (2) 自立に向けた支援
	重点施策4 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進	(1) 就労に向けた支援 (2) 経営の安定に向けた支援

4 本市の取組方針

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

少子高齢化や核家族化をはじめ、複雑な社会情勢の変化、生き方の多様化などにより、人々や地域のつながりが希薄化しています。それに伴って悩みを抱えた人が相談相手を見つけられない、地域や社会から孤立してしまう、といった問題が生じる場合があります。

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するために、本市でも地域におけるネットワークを強化し、行政や企業、各種団体、そして市で暮らす人々が相互に連携を図り、困難を抱える人たちに支援の手を差し伸べ、見守ることができるよう体制を整備・拡充します。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

昨今では、潜在的な自殺リスクを抱える人が少なくなく、周りの人が自殺を考える場合や、自分自身が思い悩む可能性も十分にあり、誰にとっても自殺問題は無関係ではありません。

しかし、自殺を考える人の心情や背景は理解されにくく、自殺リスクの高い人や自殺のサインに気づくことが難しいため、自殺に対する知識を持ち、適切な対応ができるゲートキーパーの存在が求められています。

本市でも、日頃から自殺リスクの高い人と関わっている各種相談員等だけでなく、各種事業の窓口で市民と直接関わる職員、様々な課題を抱える人たちと接する立場の人たち、そしてなにより市民一人一人がゲートキーパーとして、必要時に対象者や身近な方々を支援、自殺を防ぐことができる人材となることできるよう意識を醸成します。

基本施策3 市民への周知・啓発と相談体制の充実

自殺につながる要因は様々ですが、正しい知識を学ぶことや、悩みごとに関係する知識を持つ人と相談することで、悩みを解消できる場合があります。また、日常生活においても健康問題やその他の悩みなどから自殺のリスクが高まっていくこともあり得ます。

本市でも、そもそもそのように自殺のリスクが高まるような状況に陥らないように、自殺対策についての知識の普及・啓発を行うとともに、必要時に市民が適切な機関に対して連絡が取れるよう、相談機関などの支援や活動についての周知を推進します。

基本施策4 生きることの促進要因の支援と阻害要因の軽減

人が自殺に追い込まれるのは、日常生活を送る上で、例えば良好な周囲の人間関係、経済的な安定や自己肯定感といった「生きることの促進要因」より、失業や雇用の不安定、家族や周囲との不和、病気や孤独といった「生きることの阻害要因」が大きくなったときとされています。本市でも、「生きることの促進要因」だけでなく「生きることの阻害要因」の軽減を目的とし、様々な取組を実施します。

重点施策 1 子ども・若者に関わる自殺対策の推進

本市の平成 25 年から平成 30 年における統計では、20 歳代が年代別自殺者数の中で一番多くなっているほか、職業別自殺者数では学生・生徒等が3番目に多くなっていることもあり、子ども・若者に関わる自殺対策は重点的に推進していくことが必要です。

こうした現状を受け、本市ではいのちや暮らしの危機に直面したときの対処方法等を学び、周囲に助けを求められるよう SOS の出し方の周知に努めるほか、見守りや支援体制の強化を図ります。

重点施策 2 高齢者に関わる自殺対策の推進

高齢者は、家族との死別や離別、健康問題、介護、生活困窮などの複数の問題を抱え込みやすい傾向にあり、全国的にも、高齢者の自殺率は年々上昇しています。

それを受け、本市では高齢者やそのご家族が安心して生活できるように、相談支援や見守りを実施するとともに、健康づくりの推進を行います。

重点施策 3 生活困窮者に関わる自殺対策の推進

生活困窮者とは「現在経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」であり、家庭や生活の状況次第では生活保護の対象となります。

平成 30 年の全国の統計では、21,170 人の自殺者のうち、3,432 人の自殺の要因が経済・生活問題とされています。

本市でも生活困窮者自立支援制度に基づいた、対象者の就労やそのほかの自立に関する相談支援や生活の基盤である住居の提供などを行っていきます。

重点施策 4 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

国から地域の自殺の現状について把握することを目的に提供された「小金井市地域自殺実態プロフィール」において、勤務や経営に関わる問題は重点的な支援対象に推奨されています。職場での人間関係や長時間労働、転勤や移動による環境変化、退職や失業、業績不振、事業の倒産などに至った結果、生活困窮や多重債務の問題を抱え、更に自殺リスクが高まることは少なくありません。労働者や求職者、経営者が抱える問題の解消や、就労に関する意欲や意識の向上が求められています。

5 施策の展開

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

(1) 地域ネットワークの構築・連携強化

少子高齢化や核家族化などにより家族や地域のつながりが希薄化しているため、医療・保健・福祉の関連機関が連携・協働し、地域におけるネットワークを強化していくことが求められています。

本市でも特に子育て家庭、高齢者世帯、障がいのある方のような課題を抱えることの多い方々を対象とした、相談・支援体制の確立を推進します。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	いのち支える自殺対策推進本部の運営	市長を本部長とし、各部長職者等が連携する組織で自殺対策に係る施策や取組を推進します。	健康課*
2	地域福祉ネットワーク支援事業	地域の高齢者が安心して暮らし続けられるよう、孤立を防ぎ、異変を速やかに発見できる見守り・支援の体制を拡充します。また、ゲートキーパー養成研修を受講した職員が対応することで、自殺リスクに対応します。	介護福祉課
3	子育て支援ネットワーク	保育所、幼稚園、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働により、情報発信を行うとともに、ネットワークを強化し、子育ての孤立化防止に努めます。	子育て支援課

*令和元年度までは自立生活支援課が、令和2年度からは健康課が担当課となる予定です。

(2) 地域ネットワークを活用した見守りの推進

不適切な養育環境にある児童や障がいを抱える高齢者・重度の身体障がいのある方といった、特に重点的な支援を必要とする方々に対して対応できる施策を十分に検討することが求められています。

本市でも、課題を抱える家庭、障がいのある方、高齢者を中心に、地域のネットワークを使って積極的な見守りを行うとともに、障がいのある方や高齢者の権利擁護事業を推進します。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	民生委員児童委員事務	民生委員・児童委員に対してゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、地域の見守りを実施し、高齢者、体の不自由な方、児童問題、子育て家庭など、援助を必要する方の相談窓口となるとともに、自殺リスクの発見に努めます。	地域福祉課
2	権利擁護事業の推進	成年後見制度の着実な利用促進のため、地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援の必要な方の早期発見、複雑化する相談への対応や、自殺リスクの高い人を見つけることができるよう、相談員(権利擁護センター職員)に対してゲートキーパー養成研修の受講について協力を求めます。	地域福祉課
3	成年後見制度利用事業(障がいのある方・高齢者)	精神障がい、知的障がいのある方又は高齢者に対して、不利益を被ったり、権利及び財産が不当に扱われたりすることがないように、成年後見制度の利用の推進と利用者への相談体制の拡充を行います。	自立生活支援課・ 介護福祉課
4	重度身体障害者等緊急通報システム事業	一人暮らし等の重度の身体障がいのある方に対し、家庭内で病気や事故といった緊急事態に陥ったときに通報できるシステムを提供することにより、緊急時に東京消防庁及び地域協力員による速やかな救助を行います。	自立生活支援課
5	子ども家庭支援センターの運営(児童虐待防止対策の充実)	児童虐待防止のため、課題のある家庭に対しての見守りと相談支援の充実、必要時における対応、関係機関への連携を行います。	子育て支援課

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

(1) 様々な職種を対象とする研修

各種相談員が様々な事業において、自殺リスクを抱える市民への相談対応を実施していますが、自殺を考える要因は人それぞれであるため、そのような専門職の方だけで対応を行うには限界があります。そのため、市民と直接接する市の窓口職員や各種団体の職員に対しても、自身が自殺対策を担う人材であるという意識を醸成していく必要があります。

本市では、市職員をはじめ、幅広い団体の職員等に対してもゲートキーパー養成研修の受講について協力を求めることで、自殺対策を支える人材の育成を行います。また、自殺リスクの高い方への対応だけでなく、自殺未遂者への対応についてもこの研修の中で実施していくことを検討します。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	DV等相談窓口の整備	ゲートキーパー養成研修の受講等により、DV等被害者からの相談において自殺リスクに対して早期に対応できる体制を整えます。	企画政策課
2	保護司会との連携	犯罪や非行に陥った人の改善更生を助ける保護司会の健全な運営を図るため、会に対して補助金を支給するとともに、保護司に対してゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、自殺リスクを発見できるよう、意識の醸成を行います。	地域福祉課
3	障害者相談員による相談業務(身体・知的障害者相談員)	市が委託している身体障がい、知的障がいのある方、その家族が日常生活等について相談することができる障害者相談員に対して、ゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、自殺リスクを発見できるよう、意識の醸成を行います。	自立生活支援課
4	介護サービス事業者振興事業	介護サービス事業所職員に対してゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、対象者から相談を受けた際に、自殺リスクを発見できるように努め、必要時には適切な支援を実施します。	介護福祉課

No.	事業名	内容	担当課
5	職員向けゲートキーパー養成研修	市民と接する機会の多い市職員の自殺予防に関する知識を高めることで、自殺のリスクを抱える方等を早期発見し、適切な関わりができるよう、職員向けのゲートキーパー養成研修を行います。	健康課*

(2) 市民を対象とする研修

切れ目なく、漏れのない自殺対策を行うためには、自治体や関係機関の職員だけでは限界があり、市民の協力が不可欠です。

特に、自殺対策を拡充させる上では、日常生活の中で他者と接するうちに、身近な人の心身の問題に気づくことのできる人材が求められています。

本市でも市民が日常生活の中で自殺対策を支える人材となることができるよう、広く市民に向けたゲートキーパー養成研修を行います。また、自殺リスクの高い方への対応だけでなく、自殺未遂者への対応についてもこの研修の中で実施していくことを検討します。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	精神保健福祉ボランティア育成事業費補助金	精神保健福祉に関する市民ボランティアを養成するための研修等の経費に対して、その一部を補助することで、地域における精神保健福祉の普及・啓発を図ります。また、精神保健福祉ボランティアに対してゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、自殺リスクを早期発見できる人員の確保に努めます。	自立生活支援課
2	市民向けゲートキーパー養成研修	身近にいる人の自殺のリスクを早期発見し、適切な関わりができるよう、市民向けのゲートキーパー養成研修を行います。	健康課*
3	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターは、育児の援助活動を行う者（協力会員）と援助活動を受ける者（依頼会員）からなる互助組織です。協力会員に対してゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、自殺リスクへの理解を深めるとともに、早期発見できるよう努めます。	子育て支援課

*令和元年度までは自立生活支援課が、令和2年度からは健康課が担当課となる予定です。

基本施策3 市民への周知・啓発と相談体制の充実

(1) 自殺対策に関する周知・啓発の推進

自殺につながる要因は様々で、自殺リスクの高い人に気づくことは難しいことがあります。正しい知識を学ぶことで、早い段階での気づき、悩みごとの解決や不安の解消につながる場合があります。

本市でも、自殺対策に関しての周知・啓発に努めるとともに、様々な媒体を活用して各種相談窓口の周知を図ります。また、人権、健康問題における知識の普及活動の中でも自殺対策に関する情報を提供する等して、市民の不安や課題の解決を図ります。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	自殺対策に関する周知・啓発及び相談窓口の周知	自殺対策に関する周知・啓発及び相談窓口の周知について、市報や市ホームページだけでなく、ツイッター等も活用して推進します。	健康課*
2	メンタルチェックシステムの周知・活用	自分のこころの状態を気軽にチェックできるメンタルチェックシステム「こころの体温計」の利用について、市ホームページからアクセスできることを周知し、そのシステムにより各種相談窓口を紹介します。	健康課*
3	健康講演会	小金井市医師会・歯科医師会と協力の上、市民の関心度が高い健康テーマに関する講演を実施し、その後の相談の時間などを通じて、受講者が抱える健康不安への解決を図ります。	健康課
4	人権施策の啓発	人権意識を高めるための啓発活動を行う中で、自殺対策の普及・啓発を推進します。	広報秘書課
5	健康支援に関するテーマ展示	悩みごとの解決や不安解消、またリフレッシュ方法等の様々な視点でテーマ展示等を行うことにより、心身ともに健康でいられるための支援をします。	図書館

*令和元年度までは自立生活支援課が、令和2年度からは健康課が担当課となる予定です。

(2) 相談体制の充実

悩みを抱えた場合に、悩みごとに関係する知識を持つ人と相談することで解決することも少なくありません。

本市でも専門的な知識を持つ者と相談することができる窓口を拡充します。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	女性総合相談	女性が日常生活を送る上で抱える様々な悩みの相談に応じ、不安の解消や適切な部署・機関への連携を行います。	企画政策課
2	市民相談及び人権・身の上相談業務	市民の日常生活についての相談や意見、要望などへの対応を行います。	広報秘書課
3	消費生活相談員による相談業務	消費生活に関する相談の業務を通じて、世帯の生活困窮や自殺リスクが発覚する場合がありますため、担当職員が適切な対応ができるよう、関係各課との連携を図ります。	経済課
4	福祉総合相談窓口の整備	年齢や障がいのある方、ない方にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える地域生活課題を丸ごと受け入れる総合相談窓口を整備します。	地域福祉課

基本施策4 生きることの促進要因の支援と阻害要因の軽減

(1) 居場所づくりの推進

近年の核家族化や少子化、高齢化などに伴って、地域の中で暮らす人々のつながりは徐々に失われつつあります。地域のつながりの希薄化によって、悩みを抱えたときに相談できなかつたり、あるいは社会から孤立したりする場合があります。そのため、改めて地域の中に人々の居場所が求められています。

本市でも、子どもや家庭、高齢者をはじめ、誰もが地域や社会から孤立することなく、安心して日々を暮らすことができるよう、居場所づくりとその周知に努めます。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	地域の居場所づくり(カフェ、サロン等)の実施	地域の居場所づくりについて、市内の地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業所、市民団体、NPO、医療機関等と連携し、分析を行い、今後の地域の居場所づくり(カフェ・サロン等)の実施を進め、高齢者の孤立防止や生きがいづくりに努めます。	介護福祉課
2	子ども食堂推進事業補助金	子ども食堂を運営する団体を補助することで、地域の子どもの食事や交流の場を提供し、それらの機会提供を通じて家庭の状況等を把握し、必要時には支援先につなぐなどして対応します。	子育て支援課
3	子育てひろば事業(子ども家庭支援センター・児童館)	子育て親子の交流や情報交換の場を提供するとともに、家庭が地域や社会から孤立しないよう気軽に相談ができ、くつろげる居場所の提供に努めます。	子育て支援課・児童青少年課

(2) 障がいのある方への支援

障がいを抱えて暮らす人には、日常生活上での不便や、併発する低所得や生活困窮、障がいのある方を支える家庭の重い負担など、課題が多くあります。

本市でも障がいのある方や家庭への相談体制の充実や支援・援助などに努めます。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	特別障害者手当、心身障害者福祉手当、難病者福祉手当等支給事務	障がいのある方、難病の治療を受けている方等に対して各種手当を支給することで経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。	自立生活支援課
2	難病等医療費助成、心身障害者医療費助成、自立支援医療（精神通院）事務等	難病等に罹患された方、心身に障がいのある方（児童）、精神障がいにより通院している方等への支援として、医療費の一部を助成するなどの事務において、担当する職員がゲートキーパー養成研修を受講することで、問題の早期発見・早期対応体制を推進します。	自立生活支援課
3	介護給付、訓練等給付に関する事務	障がい等を持っている方々に対して、介護給付、訓練等給付の利用などに関する相談、支給決定等を行い、当人や家族の負担軽減を図ります。	自立生活支援課
4	障がいのある方の福祉に関する相談体制	障がいのある方の福祉に関する相談について、担当する職員がゲートキーパー養成研修を受講し、自殺リスクの早期発見・早期対応に取り組みます。また、市内の指定特定相談支援事業者及び基幹相談支援センターの職員に対してもゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、相談体制を充実させます。	自立生活支援課
5	知的障害者グループホーム利用者家賃助成	グループホームを利用する知的障がいのある方の経済的負担を減らすため、家賃の一部を補助します。	自立生活支援課
6	補装具費支給事務	各種障がいのある方に対しての補装具に関する相談・支援を行い、対象者の負担を軽減します。	自立生活支援課

No.	事業名	内容	担当課
7	日常生活用具費支給事務	各種障がいのある方に対しての日常生活用具に関する相談・支援を行い、対象者の負担を軽減します。	自立生活支援課
8	障害児支援に関する事務	障がいのある児童を持つ保護者への相談支援及び児童発達支援等の各種サービスの提供を行うことで、日常生活を送る上で保護者に過度な負担がかかるのを防ぎます。	自立生活支援課
9	移動支援費・日中一時支援費給付事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、日常的に介護をしている家族の一時的な休息を支援することで、家庭への負担の軽減を図ります。	自立生活支援課
10	意思疎通支援事業	聴覚障がいのある方等の日常生活のサポートを対象とした手話通訳等の派遣を行う事業における、通訳者等の支援員に対して、ゲートキーパー養成研修の受講について協力を求め、支援体制を推進します。	自立生活支援課
11	重度脳性麻痺者介護事業	重度脳性麻痺者の介護を行っている家族に対し、介護券を発行し手当を支給することにより、障がいのある方の福祉の増進を図ります。	自立生活支援課
12	障害者福祉センター緊急一時保護	在宅介護の必要な障がいのある方を、適宜必要に応じて保護施設で一時的に預かることで、当人や家族の負担軽減を図ります。	自立生活支援課
13	精神の障がいのある方の配食サービス事業	在宅の精神の障がいのある方に配食サービス事業を提供することにより、自立と食生活の質の確保を図り、安否の確認を行います。	自立生活支援課

(3) 子育て世帯への支援

近年、急速な少子高齢化・核家族化の進展を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支えることが重要となっています。

本市ではこれまで、市民、関係機関、団体などの多様な主体と連携し、子どもの育ちと子育て家庭を支援する施策を推進してきました。しかしながら、依然、子育てに困難を抱える家庭は存在し、社会全体で子育て・育ちを支えることが重要であることに変わりはありません。

本市でも、このような状況を踏まえ、社会全体で子育て家庭を支え、妊娠期からの切れ目ない支援を行う体制を整えて、様々なニーズに応じた支援をします。また、ひとり親家庭などにも、きめ細やかな支援を推進します。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	妊婦面談	全ての妊婦を対象に、保健師等の専門職が保健センター、市内施設で面談を行い、妊娠から出産後にかけて相談できる体制を確立することで、不安の解消に努めます。	健康課
2	乳幼児及び産婦の健康診査事業	新生児と母親を対象とした健康診査を保健センターにて行うとともに、母親の産後うつや精神疾患の悪化などにも留意します。	健康課
3	妊産婦訪問指導事業	全ての妊婦を対象に、新生児・妊産婦を保健師又は助産師が家庭訪問し、日常生活や育児全般について助言・指導・相談を行います。訪問時には産後うつの可能性を確認するためのアンケートを行い、必要に応じて関係機関へつなぎます。	健康課
4	のびゆくこどもプラン小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）の計画的推進	のびゆくこどもプラン小金井を基に、計画掲載事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ります。	子育て支援課
5	母子及び父子福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子及び父子福祉資金の貸付を行い、生活の安定を図ります。	子育て支援課

No.	事業名	内容	担当課
6	母子生活支援施設措置	母子支援施設のあっせんや、経済的な支援を通じて、困窮している母子家庭に生活の場を提供し、生活の安定を図るとともに、子育てに悩みや課題を抱えている母子が安心して生活できるよう支援します。	子育て支援課
7	ひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣事業	日常生活を営むのに支障が生じている場合等にホームヘルパーの派遣によって、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。	子育て支援課
8	子ども家庭支援センターの運営（総合相談及び情報提供）	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供の場としての充実を図るとともに、相談者に寄り添い支援します。	子育て支援課
9	子ども家庭支援センターの運営（ショートステイ事業）	保護者が様々な事情で一時的に子どもの養育が困難になった場合に、保護者に代わって当該児童を施設で短期的に養育し、その児童及び家庭を支援します。	子育て支援課
10	児童扶養手当支給事務	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該家庭への経済的支援を行います。	子育て支援課
11	児童育成手当支給事務	ひとり親家庭や一定程度の障がいをもつ児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該家庭への経済的支援を行います。	子育て支援課
12	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭の親子の健康増進、保健の向上に寄与するため、当該家庭の医療費自己負担分を助成します。	子育て支援課
13	就学援助費支給事業	生活保護の受給世帯に準ずる世帯に対し、児童・生徒の就学にかかる学用品や給食費といった費用の支援を行い、生活困窮世帯の児童・生徒の就学を援助します。	学務課

重点施策 1 子ども・若者に関わる自殺対策の推進

(1) 学校における支援

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には様々な社会的要因があることが知られています。児童・生徒においても様々な要因により、悩みを誰にも打ち明けられないことがないように支援していく必要があります。

本市では、各校において教職員の連携強化によって、児童・生徒の危機対応のための校内体制を整備するとともに、いじめの未然防止や児童・生徒が必要に応じて周囲に助けを求められるよう、SOS の出し方の周知にも努めます。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を通じて、支援を必要とする児童・生徒を適切な関係機関へつなぐなど、課題解決に向けた取組も推進します。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	学校内における相談体制の充実	児童・生徒のSOSに気付く校内体制を充実させるため、気軽に相談できる雰囲気づくりや言葉にならない声への気付きを意識し、教職員の連携を図ります。また、学校に関わる事務職員、用務主事等全ての教職員の役割分担を明確化し、児童・生徒の些細な変化を共有できる体制を整え、危機対応のための校内体制の整備を推進します。	指導室
2	教員向け研修の充実	自殺の心理や、自殺の危機が迫っている児童・生徒の様態を理解するとともに、自殺のサインを見逃さない校内体制を整えるため、教員向け研修を実施します。	指導室
3	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、不安等が高まっている児童・生徒だけでなく、気軽に相談できる相談体制を整えます。また、教職員等へ問題事象の理解や対処方法等について助言を行い、専門機関と連携し相談体制を充実させます。	指導室

No.	事業名	内容	担当課
4	いじめ防止対策	児童・生徒の自殺リスクの要因であるいじめに対して、各校において未然防止、早期発見、早期解決に向けて、情報提供や相談対応等を実施するとともに、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方を周知します。	指導室

(2) 見守り・支援体制の強化

子どもや若者が生きる上で、自分の置かれた環境や状況の影響を強く受けることがあり、必ずしも自分自身で事態を改善できるとは限りません。そのため、学校以外においても見守りや支援体制の強化を図り、十分に配慮していくことが必要です。

本市では、小金井市青少年問題協議会を通じて、時代に即した青少年問題に関する調査や審議を行うとともに、公民館貫井北分館で若者に向けた講座の情報やフリースペースを提供し、若者の居場所づくり等の支援に努めます。また、子どもが悩みや心配事を相談できる環境の整備、不登校の児童・生徒に対する適応指導教室による居場所確保等も併せて推進します。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	青少年問題協議会	青少年問題に関する調査、審議等を行う小金井市青少年問題協議会を開催します。	児童青少年課
2	教育相談事業	教育相談所を設置することで、子どもが悩みや心配事を相談員や臨床心理士に対して相談できる機会を提供します。また現場の状況の把握に努める等、問題に対して早期発見・早期対応ができるような体制づくりを推進します。	指導室
3	もくせい教室の設置	不登校の児童・生徒を対象とした適応指導教室で、学習支援、集団適応及び自立の援助などを行います。	指導室
4	若者コーナーの運営と活用	若者を対象とする講座等の情報提供の場として、また、地域の居場所や利用者間の交流促進として予約なしで多目的に活用できる場を提供します。	公民館

重点施策 2 高齢者に関わる自殺対策の推進

(1) 高齢者の生活を支える取組

高齢者が生活する上で生じる、様々な不便や困難に対して、一人で苦しむことがないように、地域全体で支えていく必要があります。

本市でも高齢者やそのご家族が安心して生活を送るために、地域包括支援センターにおける総合的な相談支援を実施するとともに、高齢者の権利擁護や、友愛活動員による見守りを行います。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	地域包括支援センター総合相談支援業務	地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、高齢者やそのご家族等からの様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくります。	介護福祉課
2	高齢者権利擁護事業	高齢者に対する虐待の防止や養護者の介護負担軽減などを目的とし、虐待対応の支援体制の確立や高齢者虐待防止専門ケア会議の開催、高齢者の権利擁護の周知を行います。	介護福祉課
3	友愛活動事業	高齢者の孤独感の解消や事故の未然防止、必要時の対応を目的に実施されている友愛活動を支援することで、一人暮らし高齢者等を家庭訪問や電話訪問により見守ります。	介護福祉課

(2) 高齢者の健康づくりに向けた支援

厚生労働省の「平成 30 年中における自殺の状況」によると高齢者が自殺する原因・動機の約 7 割は健康問題となっており、高齢者の多くが病気や障がい、身体的不調に対して大きなストレスを抱えていると推測されます。

本市でも、将来の大病や怪我に対する予防やそのような状況にある方に対する改善方法の共有、健康に対する不安の解消などを目的とし、健康づくりに関する教室や定期的な健康相談を実施し、市民が健康に暮らすことができるまちを目指します。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	高齢者食の自立支援事業	高齢者の各種配食サービスや、食に関する意欲を引き出すような講座・教室などを行い、高齢者の健康維持、引きこもり防止、軽度認知症対策などを図ります。	介護福祉課
2	健康づくりフォローアップ指導事業	生活習慣病予防及び健康増進に関する健康教育を行うために、健康増進に寄与することを目的とした集団健康教室を実施し、高齢者の心身の健康づくりを支援します。	健康課
3	成人健康相談	医師や保健師による個別健康相談、血圧検査、体脂肪測定、聴覚検査や、精神科医師による相談対応などを実施し、必要時に適切な機関へつなげるよう体制を拡充します。	健康課

重点施策3 生活困窮者に関わる自殺対策の推進

(1) 生活困窮者の生活を支える取組

生活困窮は様々な要因によって複合的に発生し、誰の身にも起こりうることです。

一方で、日常生活を送る上で、食事や住居といったものを欠いて生きることはできず、市民がそのような事態で苦しむことがないように、支援を行う必要があります。

本市でも、生活保護をはじめとした生活を支える仕組みや、生活保護法の対象とならない生活困窮者に対する施策などを拡充し、誰もが健康で文化的な最低限度の生活を送れるよう事業を推進します。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することで、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	地域福祉課
2	生活保護各種扶助事務	生活保護法に基づき、適正な対象者に対して必要に応じた各種扶助費を支給することにより、経済基盤を提供し、自殺リスクに対応します。	地域福祉課
3	法外援護事務	生活保護法では対象とならない生活困窮者の需要に対して、行政独自で援助金を支給し、本人や世帯の自立助成を図ります。	地域福祉課

(2) 自立に向けた支援

生活困窮者を支えることが重要なことである一方で、同時に生活困窮者が苦しい現状から脱却することができることも重要なことです。生活困窮者の自立に対する支援の拡充も求められています。

本市でも、生活困窮者の自立のため、複合的な課題に対応できる相談窓口や体制の確立、生活困窮家庭の子どもに対しての学習支援や情報提供などを行います。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	納税相談における生活困窮者等支援機関への相談・案内	納税相談の業務を通じて、世帯の生活困窮や自殺リスクが発覚する場合は、担当職員が適切な対応ができるよう、関係各課との連携を図ります。	納税課
2	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の複合的な課題に対応する相談窓口を設置するほか、支援計画案を検討するための会議や具体的な支援の実施を目標とし、対応体制を拡充します。	地域福祉課
3	生活困窮者学習支援事業	生活困窮家庭の子どもに対して、学習支援や奨学金などの情報提供を行うとともに、進学に必要な支援を行います。様々な子どもとの接点を通して、家庭状況の把握や自殺リスクへ対応します。 そのほか貧困の連鎖の防止となる支援を適宜実施します。	地域福祉課
4	生活保護施行に関する事務	生活保護利用者が自立して生活できるようにするため、就労支援や各種医療機関への連携、高齢の受給者に対しての総合的な支援などを実施します。	地域福祉課

重点施策4 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

(1) 就労に向けた支援

勤務に関する問題は自殺の理由として多くなっており、また、職場上の問題や失業などは複合的に経済的困窮等を生じる可能性があります。そのため、誰もが健康に自立して生活できるようにするため、労働者や求職者が抱える問題の解消や、就労に関する意欲や意識の向上が求められています。

本市では就労支援事業などによる仕事に関する問題の解決、ひとり親家庭の自立に対する支援などを行います。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	就労支援事業	就業機会の拡大を図るため、東京しごとセンターやハローワークなどと連携し、就職セミナー・相談会・面接会を開催するとともに、就労に関する各種イベント等を周知し、労働者や求職者が抱えている問題の解消や、就労に関する意欲や意識の向上を図り、経済的に安定した生活への支援につなげます。	経済課
2	母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭に対して、就労に必要な技能や資格、高卒認定等の取得のため、自立支援金の給付を行い、対象家庭が自立して生活できるよう支援を行います。	子育て支援課
3	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭の悩みや課題に対して相談を受け、必要な情報提供及び助言、職業能力の向上や求職活動に関する支援といった自立をサポートします。	子育て支援課

(2) 経営の安定に向けた支援

ときとして経営者は経営難・資金難などによって倒産や多重債務を抱えることがあります。そのような問題に対する相談体制の確立や支援の充実を進めます。

■生きる支援関連事業

No.	事業名	内容	担当課
1	小口事業資金融資 あっせん制度	地元商工業者等の事業育成のため、融資のあっせんを行い、貸付利子及び保証料の一部補助を行う事業を実施し、経営難・資金難等を抱える経営者の問題の解消を図ります。	経済課

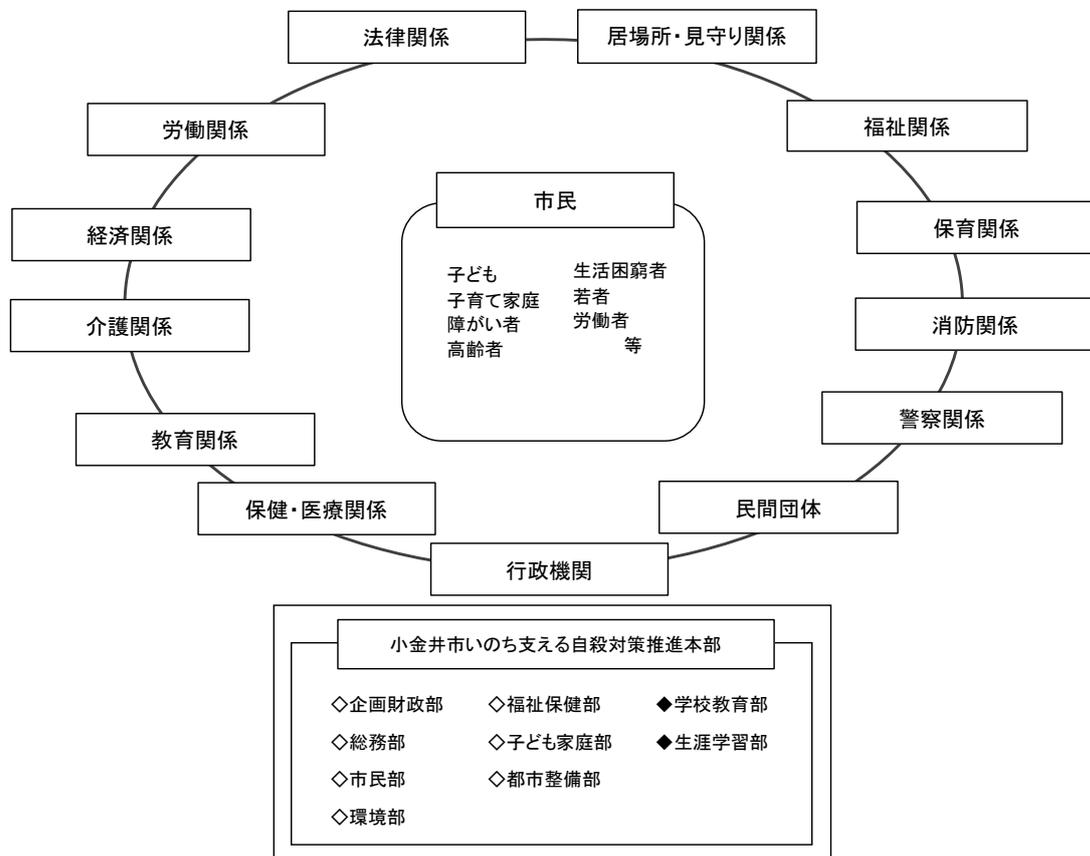
6 自殺対策の推進体制等

(1) 市における自殺対策の推進

「ここに寄り添い いのちを支え合うまち 小金井」という本計画の理念を推進するため、本市では「いのち支える自殺対策推進本部」を中心とした全庁的な体制での計画の実施に取り組みます。

また、行政のみならず、行政と地域の関係機関が相互に連携を図るとともに、市民同士の支え合いによって、理念の実現を目指します。

図表 自殺対策を推進するネットワーク体制図

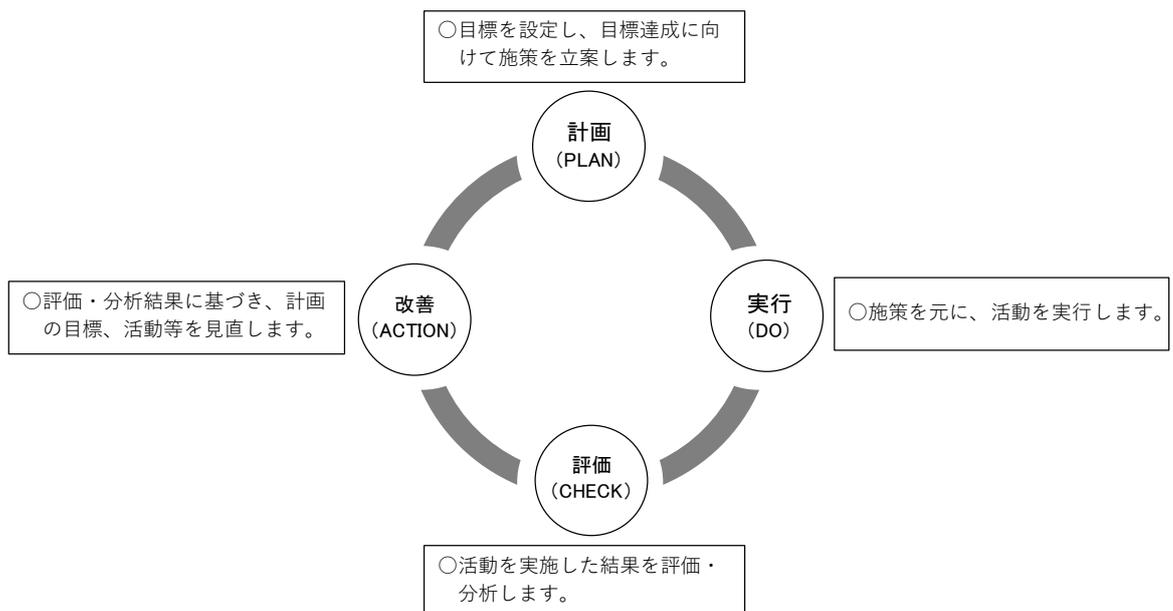


(2) 進行管理

計画策定後は各種施策の進捗状況を管理、評価し、その結果に基づいて改善するPDCAサイクルで取組を推進します。

自殺対策計画の進行管理に関すること及び自殺対策に係る施策の総合的な推進に関することについては、いのち支える自殺対策推進本部が行います。

図表 PDCAサイクルの図



(3) 成果指標

本計画期間中の成果指標として、以下の目標を設定します。

施策	事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
基本施策1	いのち支える自殺対策推進本部の運営	継続実施・拡充				いのち支える自殺対策推進本部の開催
基本施策2	職員向けゲートキーパー養成研修	増加				職員向けゲートキーパー養成研修受講者数
	市民向けゲートキーパー養成研修	増加				市民向けゲートキーパー養成研修受講者数
基本施策3	自殺対策に関する周知・啓発及び相談窓口の周知	増加				周知・啓発に向けた広報物等への掲載回数
基本施策4	介護給付、訓練等給付に関する事務	増加				支給決定件数
	妊産婦訪問指導事業	増加				妊産婦訪問指導実施率
重点施策1	いじめ防止対策	継続実施・拡充				いじめ防止対策の実施状況
重点施策2	成人健康相談	継続実施・拡充				成人健康相談実施後の連携体制
重点施策3	生活困窮者自立相談支援事業	増加				生活困窮者自立支援プランの作成件数
重点施策4	就労支援事業	継続実施・拡充				就職セミナー・相談会・面接会の開催数

1 小金井市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

平成31年要綱第3号

(設置)

第1条 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、小金井市いのち支える自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画（法第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画をいう。以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (3) 計画の進行管理に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、小金井市庁議に関する規則（昭和62年規則第25号）第2条に規定する構成員である部長職者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務等)

第4条 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指定する副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が召集し、本部長は、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、福祉保健部自立生活支援課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年1月8日から施行する。

2 小金井市いのち支える自殺対策計画策定委員会設置要綱

平成31年要綱第68号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、本市における自殺対策についての計画（以下「計画」という。）を策定するため、小金井市いのち支える自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 自殺対策への理解促進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる15人以内の委員で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民等 5人以内
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 保健医療関係者 2人以内
- (4) 福祉関係者 3人以内
- (5) 教育関係者 2人以内
- (6) 労働衛生関係者 1人以内
- (7) 警察関係者 1人以内
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告をする日までとする。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(謝礼)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはなら

ない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部自立生活支援課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。

3 小金井市いのち支える自殺対策計画策定委員会委員名簿

No	委員区分	所属	氏名等
1	公募市民		池田 祥子
2	公募市民		坂本 並子
3	公募市民		西尾 恵子
4	公募市民		深澤 茂樹
5	公募市民		松尾 隆義
6	学識経験者	東京学芸大学	大森 美湖 委員長
7	保健医療関係者	武蔵野中央病院	牧野 英一郎
8		多摩府中保健所	日高 津多子 副委員長
9	福祉関係者	小金井市民生委員児童委員協議会	星野 千恵子
10		小金井市社会福祉協議会	武井 由紀子
11		小平児童相談所	平見 歩
12	教育関係者	小金井第三小学校	増田 亮
13		南中学校	塩原 真一
14	労働衛生関係者	立川公共職業安定所	大塚 一彦
15	警察関係者	小金井警察署	中村 宏一

4 策定経過

日付	項目	内容
令和元年 6月27日	第1回小金井市いのち支える 自殺対策計画策定委員会	(1) 委嘱状交付 (2) 委員自己紹介 (3) 会議の公開、会議録の作成方法等について (4) 委員長及び副委員長の選出 (5) 委員会の運営及びスケジュールの説明 (6) 自殺対策計画案の検討 (7) 次回開催について
令和元年 7月17日から 7月31日まで	小金井市こころの健康に 関するアンケート調査の実施	<有効回収率> 有効回収数 989 票 有効回収率 33.0%
令和元年 9月19日	第2回小金井市いのち支える 自殺対策計画策定委員会	(1) 会議録の承認について (2) こころの健康に関するアンケート調査結果等について (3) 自殺対策計画骨子案について (4) 次回開催について
令和元年 12月16日	第3回小金井市いのち支える 自殺対策計画策定委員会	(1) 会議録の承認について (2) 小金井市自殺対策計画素案について (3) 次回開催について
令和2年 1月21日から 令和2年 2月21日まで	パブリックコメントの実施	<結果> 市民コメント3件
令和2年 3月16日	第4回小金井市いのち支える 自殺対策計画策定委員会	(1) 会議録の承認について (2) 小金井市自殺対策計画（案）に対する意見及び検討結果について (3) 小金井市自殺対策計画（案）について (4) 小金井市自殺対策計画（概要版）案について

5 各種相談窓口のご案内

内容	相談窓口	電話番号	受付時間
母子保健・成人保健 についての相談	健康課	042-321-1240	8時30分～17時15分(月～金) ※土日祝、12/29～1/3は休み
高齢者の方の 各種相談	小金井きた 地域包括支援センター	042-388-2440	9時～17時30分(月～土) ※日祝、12/30～1/3は休み
	小金井みなみ 地域包括支援センター	042-388-8400	
	小金井ひがし 地域包括支援センター	042-386-6514	
	小金井にし 地域包括支援センター	042-386-7373	
経済的に困りの 方の相談	自立相談サポートセンター	042-386-0295	8時30分～17時(月～金) ※土日祝、12/29～1/3は休み
障がいのある方の 支援の相談	自立生活支援課	042-387-9841	8時30分～17時15分(月～金) ※土日祝、12/29～1/3は休み
こころの不安や 悩みなどの相談	東京都多摩府中保健所	042-362-2334	9時～17時(月～金) ※土日祝、12/29～1/3は休み
	東京都立多摩 総合精神保健福祉センター	042-371-5560	
お子さんのことで悩 みがあるときの相談	教育相談所	042-384-2508 042-384-2097	9時～16時30分(月～土) ※日祝、12/29～1/3は休み
若者やその家族の 相談	東京都若者総合相談センター 「若ナビα」	03-3267-0808	11時～20時(月～土) ※日、12/29～1/3は休み
	チャイルドライン (18歳以下が対象)	0120-99-7777 (フリーダイヤル)	16時～21時(通年) ※12/29～1/3は休み
	東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっとライン～	0570-087478 (ナビダイヤル)	14時～翌朝5時30分 (年中無休)
	東京いのちの電話	03-3264-4343	24時間(年中無休)
	東京多摩いのちの電話	042-327-4343	10時～21時(年中無休)

LINE 相談(東京都) LINE でも相談ができます(都内在住、在勤、在学の方など)。

- ・ 生きるのがつらいと感じた時の悩み相談
- ・ 進路やいじめなど、教育に関する悩み相談等

※右記のQRコードから登録又はLINEの「公式アカウント」から「相談ほっとLINE@東京」で検索し、登録してご利用ください。



小金井市自殺対策計画（案）

発行年月：令和2年3月

発行：小金井市

編集：福祉保健部 自立生活支援課

住所：〒184-8504

東京都小金井市本町6丁目6番3号

電話：042-387-9841

F A X：042-384-2524